

# 傷害保険の「偶然性」の 立証を巡る近時の裁判法理

岡 田 豊 基

はじめに

1. 「偶然性」の立証責任の帰属と立証の程度
  - (1) 平成13年最判と主な下級審裁判例の動向
  - (2) 立証責任の分配（外形的事実の立証）
  - (3) 約款規定と消費者契約法10条との関係
2. 立証すべき「偶然性」を構成する要素
  - (1) はじめに
  - (2) 偶然性を肯定している主な下級審裁判例
  - (3) 偶然性を否定している主な下級審裁判例
  - (4) 同一の事案で結論が異なる下級審裁判例

おわりに

<資料>

- ・ 偶然性を肯定している主な下級審裁判例
- ・ 偶然性を否定している主な下級審裁判例

はじめに

保険法は、傷害保険契約につき、「保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約する保険契約をいう」と定めるにとどまり（保2条9号）、保険事故である「傷害」の意義については約款に委ねている。これについて、損害保険会社が扱う傷害保険の約款では、保険会社は「被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被っ

た傷害に対して、保険金を支払います」と定めるのが一般的であり、生命保険会社の扱う保険においてもほぼ同様に定められている。このように、約款では、急激性、偶然性および外来性を保険事故の構成要素としていることから、保険法が制定される前の商法（以下「改正前商法」という。）の規定に関連して、約款上、免責条項との兼ね合いにおいて、保険事故発生の主張立証について、保険契約の当事者および関係者のうち、どちらが（立証責任の帰属）どのような（立証の程度・構成要素等）主張立証をする必要があるのかが問題となっていた。

この問題のうち「偶然性」について、最高裁平成13年4月20日判決<sup>(3)</sup>

- 
- (1) 傷害に関する損害保険の保険事故と生命保険のそれとの違いについて、山下友信『保険法（下）』195頁～196頁（有斐閣・2022年）を参照。
- (2) 改正前商法では、傷害保険に関する規定はなかったのに対して、現行の保険法では、保険者は「被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発生させたとき」は、保険給付を行う責任を負わない、と定められている（保険法80条1号）。損害保険会社の扱う傷害保険（保険会社は「保険契約者または被保険者の故意または重大な過失」によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。）、および、生命保険会社の扱う災害割増特約（保険会社は「保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当した時は、災害死亡保険金を支払いません。」）等を参照。
- (3) 判批：志田原信三・最判解民（平成13年度）442頁（2004年）、同・判解15事件・曹時56巻3号264頁（2004年）、山下丈・自動車保険研究5号39頁（2001年）、蛭田円香・判タ1096号122頁（平13主判解）（2002年）、木下孝治・ジュリ1224号107頁（平13重判解）（2002年）、甘利公人・判評518号35頁（2002年）、同・交通法研究38号5頁（2010年）、堀田佳文・法協119巻12号215頁（2002年）、竹濱修・リマークス25号106頁（2002年）、野嶋直＝山岡大・龍谷法学34巻4号194頁（2002年）、小林登・事例研レポ176号1頁（2003年）、大崎敬子・事例研レポ176号8頁（2003年）、榊素寛・商事法務1708号41頁（2004年）、同・損保研究75巻4号259頁（2014年）、寺本嘉弘・判時1868号12頁（2004年）、山野嘉朗・生保論集154号1頁（2006年）、桜沢隆哉・生保論集164号213頁（2008年）、伊藤文夫ほか・賠償科学35号54頁（2007年）、松田武司・産大法学43巻2号20頁（2009年）、神谷高保・民商140巻2号162頁（2009年）、江頭憲治郎・保険法判百196頁（2010

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

(以下「平成13年最判」ということがある。)において、生命保険会社の傷害保険に関して、それまでの下級審裁判例の多数が占めていた解釈と同様に、被保険者の事故が「偶然」であることの立証責任は保険金請求者側にあると判示し、裁判所の立場が明確になった。また、同日の別件判決において、損害保険会社の扱う傷害保険についても同様の立場に立つことを明らかにした<sup>(4)</sup>。その後、下級審裁判例はこの立場を踏襲しているが、一部には、保険金請求者側は事故が発生したとの外形的な事実の立証で足りると判示するなどして、保険金請求者側の立証責任の負担を軽減しているともいえるものがみられる<sup>(5)</sup>。

そこで、本稿において傷害保険の「偶然性」の立証を巡る問題に関して、平成13年最判以降の主な下級審裁判例を概観し、この問題を整理していきたい。筆者はすでに、拙稿において、改正前商法の規定に関連して傷害保険の偶然性の立証責任について検討していることから<sup>(6)</sup>、本稿では、それを踏まえながら、保険法制定後に締結された下級審裁判例にも視野を広げて、この問題について改めて検討する<sup>(7)</sup>。

---

年)、村上正子・筑波法政51号71頁(2011年)、清水太郎・上智法学63巻4号99頁(2020年)等。

(4) 最判平成13年4月20日集民202号161頁。判批：山下丈・自動車保険研究5号39頁(2001年)、蛭田円香・判タ1096号122頁(平13主判解)(2002年)、野嶋直＝山岡大・龍谷法学34巻4号194頁(2002年)、甘利公人・判評518号35頁(2002年)、同・交通法研究38号5頁(2010年)、福田弥夫・損保研究63巻4号281頁(2003年)、小西みも恵・法と政治54巻3号23頁(2003年)、榊素寛・商事法務1708号41頁(2004年)、同・損保研究75巻4号259頁(2014年)、同・法教254号113頁(2001年)、松田武司・産大法学43巻2号20頁(2009年)、村上正子・筑波法政51号71頁(2011年)、清水太郎・上智法学63巻4号99頁(2020年)等。

(5) 山下・前掲注(1)頁。

(6) 岡田豊基「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損保研究65巻1・2号合併号335頁(2003年)。

(7) 主な下級審裁判例の概要については、<資料>として、文末に時系列的に掲載するとともに、本文では、原則として、【 】で引用する。

## 1. 「偶然性」の立証責任の帰属と立証の程度

### (1) 平成13年最判と主な下級審裁判例の動向

#### (i) 最判平成13年4月20日

被保険者が建物の屋上から転落し、死亡したとして、災害割増特約付きの生命保険契約に基づき、保険金の支払請求がなされた事案につき、<sup>(8)</sup> <sup>(9)</sup>第1審・原審は、被保険者の転落が不慮の事故であることの立証責任は保険金請求者が負担すべきであると判示した。これについて、最高裁は「約款に基づき、保険者に対して災害死亡保険金の支払を請求する者は、事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解する。けだし、災害死亡保険金の支払事由は、不慮の事故とされているのであるから、事故が偶発的な事故であることが保険金請求権の成立要件であり、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。約款のうち、被保険者の故意により災害死亡保険金の支払事由に該当したときは本保険金を支払わない旨の定めは、本保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものとどまり、被保険者の故意により本保険金の支払事由に該当したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである」と判示している。

#### (ii) 主な下級審裁判例の動向

##### (ア) はじめに

平成13年最判が上記のような立場を明らかにしたことによって、爾後の主な下級審裁判例はこの立場を踏襲した判決を下している。

下級審裁判例の動向を見ていくにあたり、次の2つの観点を考える。第1に、下級審裁判例は判決を下すにあたって、平成13年最判の立場を

---

(8) 東京地判平成9年5月29日判タ961号264頁。

(9) 東京高判平成10年1月26日民集55巻3号722頁。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

明示したうえで、保険金請求者側が立証責任を負う理由を示して判示するものと（前者）、平成13年最判の立場を明示することなく、かつ、保険金請求者側が立証責任を負う理由をも示すことなく、ただ単に保険金請求者側が立証責任を負うことを示しているもの（後者）がある。それぞれの下級審裁判例が示す理由づけを確認することが重要であると考えるので、前者の下級審裁判例をみていくことにする。第2に、保険法が制定（平成22年4月1日施行）されたことによって、これ以降に締結された保険契約の約款規定は保険法に沿ったものであろうと解されることから、下級審裁判例で扱われている保険契約に関する立証責任の解釈が保険法制定の前後によって異なるかどうかをみることにする。

### （イ）主な下級審裁判例の動向

主な下級審判決は、以下のように分けることができる。すなわち、①【20】【21】【29】【32】は、平成13年最判の結論のみを示している。②【40】は、平成13年最判の理由づけと結論を示している。③【7】【8】【13】【28】【33】は、平成13年最判には触れていないが、同じ結論に立つ。④【4】（災害割増特約）【25】【26】は、平成13年判決が対象とした保険契約以外の保険契約にもその解釈が及ぶと判示する。⑤【11】は、立証責任は保険金請求者側が負担すべきであるとする理由として、平成13年最判の理由に付け加える形で、保険金請求者側が負担すべきであるとしなければ、保険制度の健全性を阻害し、その崩壊もしくは保険料の高騰化等を招き、誠実な保険加入者の利益を損なうそれがあり、相当でないとして判示する。⑥【22】は、本件約款は、偶然な事故による被保険者の負傷を保険金請求権の成立要件としたものと解され、損害保険と異なり保険金額を自由に定められる傷害保険では、不正請求を防止し、保険制度の健全性を守るため、このように約款で定めることも合理性があると判示しており、平成13年最判の立場を多少ではあるが詳しく説明したものであると評価できる。これらの下級審裁判例は、いずれも平成13年最判をベースにしつつ、立証責任の帰属について平成13年最判と同じ立

場をとっている。

また、主な下級審裁判例は、保険法の施行の前後に関係なく、平成13年最判の立場をとっている。このことを明確にしている下級審裁判例がある。【34】は、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被ったことを保険金給付事由とする場合には、保険法施行後においても、保険金請求者が立証責任を負うと判示している。すなわち、第1に、保険法の定める「人の傷害疾病」（保険法2条9号、80条）の意味内容は具体的な保険契約の定めるところ（約款規定）により決定され、「傷害」について「急激かつ偶然な外来の事故による傷害」と定義づける約款の定めは、保険法に反しない。というのは、被保険者に傷害を生じさせる事故には様々な種類や程度のものであることから、保険者が担保範囲を明確にするため、約款で、急激性・偶然性・外来性を充足する事故のみを保険事故たる傷害の原因事故として定めたとうえで、それによる傷害のみを保険保護の対象とすることは保険法の定めにも反することなく、傷害保険の本質は急激かつ偶然の外来の事故の発生による人身傷害を担保するものであることからすれば、保険法施行後においても、保険金請求者が立証責任を負うとする解釈は当然であり、保険法80条1号は確認的な規定と解されるが、任意規定とされているから、これに反しないと判示する。第2に、約款は、平成13最判後の時点でも、保険金請求権の発生要件として急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者が身体に被った損害に対し、保険金を支払う旨を定めており、保険法制定の前後でも、この定めは免責要件に重過失が付加されたほかは改定されていないことからすると、保険契約の当事者間においても、故意免責の規定（保険法80条）が設けられたにもかかわらず、「急激かつ偶然な外来の事故」による事故であることの立証責任について変更する意図を有していなかったと窺えると判示している。

さらに、これまでの下級審裁判例の解釈を包括していると評価できる下級審裁判例がある。【39】は、本件約款は、保険金請求の対象となる

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

被保険者の傷害を「急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害」に限定し、保険金請求権の成立要件としたものであること、傷害保険は給付される保険金が定額であるか否かを問わず、モラルリスクが高い保険分野であること、不正請求を防ぎ保険制度の健全性を維持する必要性が存すること等からすれば、保険金請求者が「偶然な事故」であること（被保険者の意思に基づかない事故）であることについて、主張立証する責任を負うと解すべきである。保険法は、傷害について定義しておらず、定義については各保険契約の約款の定め<sup>(9)</sup>に委ねたものであるから、本件約款をこのように解することは妨げられない上、保険法80条の法定免責規定は任意規定とされているから、これにも反するものではないと判示している。

以上のことから、下級審裁判例の大勢は、平成13年最判の立場を踏襲しているといえ、保険法制定の前後においても違いはなく、個々の事案に関して偶然性を肯定するか否定するかにおいても違いはないと考えられる。

### (2) 立証責任の分配（外形的事実の立証）

#### (i) はじめに

近時、下級審裁判例の中に、傷害保険に関し、保険金請求者は外形的な偶然な事故であることを立証すればよいとして、立証責任を分配することによって保険金請求者側の立証の負担を軽減しようしていると思われるものがある。これは、自動車車両保険における盗難という保険事故の立証責任に関して、保険金請求者は盗難にあったことの外形的事実を立証すれば足りるとした最高裁判例の考え方を傷害保険の要件にも応用しようというものであると評価<sup>(10)</sup>されている。

#### (ii) 被保険自動車の盗難に関する最高裁判決

これに関する最高裁判例は、以下の2つを示すことができる。第1に、

---

(10) 山下・前掲注(1)202頁。

<sup>(11)</sup>  
 最判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁は、次のように判示している。自動車保険約款（車両条項）では、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」および「被保険自動車の盗難」を保険事故としてるが、これは、保険契約成立時に発生するかどうかが不確定な事故を被保険自動車の盗難も含め、すべて保険事故とすることを明らかにしたものであって、改正前商法629条にいう偶然な事故を保険契約に即して規定したものであり、また、約款では、被保険自動車の盗難が他の保険事故と区別して規定されているが、これは、保険事故の発生や免責事由について他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたものとは解されない。その限りにおいて、盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転をいうと解されるが、盗難という保険事故が保険契約者、被保険者等の意思に基づいて発生したことは、免責条項により保険者において免責事由として主張立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして車両保険金支払を請求する者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という外形的な事実を立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張立証すべき責任を負わないというべきであると判示している。

---

(11) 判批：高橋讓・最判解民（平成19年度）320頁（2010年）、同・曹時62巻4号23頁（2010年）、同・ジュリ1362号113頁（2008年）、豊浦伸隆・判タ1248号62頁（2007年）、野口恵三・NBL 857号71頁（2007年）、永石一郎・金商1279号2頁（2007年）、草野真人・判タ別冊22号174頁（平19主判解）（2008年）、木下孝治・ジュリ1354号117頁（平19重判解）（2008年）、山野嘉朗・判評588号38頁（2008年）、伊勢田道仁・法と政治59巻2号187頁（2008年）、山本哲生・リマークス37号（2008年）、山田高弘・保雑606号191頁（2009年）、加瀬幸喜・保険法判百90頁（2010年）、高橋讓・ジュリ増刊（最高裁時の判例6）192頁（2010年）、村上正子・筑波法政51巻71頁（2011年）、三原園子・関東学院法学24巻4号81頁（2015年）、山田拓広・中京法学53巻3＝4号77頁（2019年）等。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

第2に、最判平成19年4月17日の直後、最判平成19年4月23日判時<sup>(12)</sup>1970号106頁において、「主張立証責任の分配」という文言を使いながら、最判平成19年4月17日の考え方を確認している。それによると、主張立証責任の分配によっても、外形的・客観的にみて第三者による持ち去りとみて矛盾のない状況が立証されるだけでは、盗難の外形的な事実を合理的な疑いを超える程度にまで立証したことになるらず、保険金請求者は、盗難の外形的な事実、すなわち「被保険者の占有に係る被保険自動車が保険金請求者の主張する所在場所に置かれていたこと」および「被保険者以外の者がその場所から被保険自動車を持ち去ったこと」という2つの事実を主張立証しなければならないと判示している。

なお、これら2つの最高裁判例に基づく爾後の主な下級審裁判例は、立証すべき事実について概観すると、①事故の客観的状況、②被保険者等の事故発生前後の行動、③被保険者等の属性・動機等、④保険契約に関する事情等をあげている。<sup>(13)</sup>

### (iii) 傷害保険に関する主な下級審裁判例の動向

傷害保険に関する主な下級審裁判例のうち、保険金請求者は外形的な偶然な事故であることを立証すれば足りると判示して、保険金請求者側の立証の負担を軽減しているとみられる裁判例として、【13】【26】【32】【34】を指摘できる。これらは、いずれも自動車保険における盗難に関する上述の2つの最高裁判決以後に判示された裁判例であり、その影響を受けているといえる。

このうち、【13】は、「立証の程度」という文言を使いながら、保険金

---

(12) 判批：豊浦伸隆・判タ1248号62頁（2007年）、草野真人・判タ別冊22号174頁（平19主判解）（2008年）、野口恵三・NBL 857号71頁（2007年）、石田満・損保研究69巻2号265頁（2007年）、永石一郎・金商1279号2頁（2007年）、山野嘉朗・判評588号38頁（2008年）、伊勢田道仁・法と政治59巻2号187頁（2008年）、山本哲生・損保研究70巻2号157頁（2008年）等。

(13) 岡田豊基「車両の損傷事故・盗難事故において裁判所が求める立証事実」損保研究80巻1号29頁～30頁（2018年）を参照。

請求者側で事故が偶然であること、すなわち、被保険者の意思に基づかないような消極的な事実を立証することが困難であることに鑑みると、被保険者の自殺か否かが問題となる場合の判断手法については、①保険金請求者が外形的に見て事故であるということを立証できれば、事故が偶然であるということが事実上推定される、②その後、保険者は自殺を真に疑わせる事情を立証する必要がある、③保険者がこの立証をした場合には、今後は、保険金請求者が上記疑いを払拭するに足りる程度の立証をしなければ、偶発的な事故であることの立証はされたことにならないと判示している。

つぎに、【32】は、保険金請求者にとって、保険事故の具体的経緯を立証するのが必ずしも容易なものとはいえないこと、一般に、人は相応の理由がない限り自死するものではないことに照らせば、保険金請求者としては、発生した事故の態様が、外形的、客観的にみて、被保険者の故意に基づかない原因により十分に発生しうる態様であることを立証すれば、事故の偶然性は推認され、保険者の側で被保険者の自死を疑わせる事情を立証して推認を覆さない限り、事故は偶発的な事故であると認められると判示している。

これら【13】【32】は、保険金請求者側の立証責任の負担を軽減するものであると評価することができ、その趣旨は、そもそも被保険者の意思に基づかないような消極的な事実を立証することが、傷害保険契約の関係者（当事者その他の者）にとって困難であることに帰着すると考えられる。【13】【32】の解釈によると、保険契約の関係者間でどの程度の立証責任を負担しあうかということになり、自動車盗難の立証が難しいことから派生しているといえる盗難に関する2つの最高裁判決の延長上にあるものと解することができる。

#### (iv) 立証責任の分配（外形的事実の立証）を主張する2つの理論

平成13年最判の結論と同じく偶然性の立証責任は保険金請求者側にあるとするが、平成13年最判とは異なると思われる理由づけをする有力な

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

理論が2つある。このような立場をとる2つの理論は、以下のように、その結論に至るアプローチが異なる。

第1の理論として、立証責任を考えるにあたっては、自己保存本能に基づく経験則に関連付けるべきであるとする理論がある（以下「前者の理論」という。）。この前者の理論によると、事故の偶然性について保険契約者側が証明責任を負うけれども、この証明については、高い要求はなされるべきではないと思われる。なぜなら、一般的に、人は自分を傷つけるものではないという人の自己保存本能に基づく経験則が存在し、この経験則はここでも適用されるべきであるからである。それゆえ、①保険契約者が外形上事故を想起させる傷害を明らかにする事実（たとえば、道路から車両が川に転落したこと）を主張立証すれば（第1段階の主張・証明）、事故が偶然であることが事実上推定され、偶然性の証明として一応十分であろう。しかし、この証明度の軽減は、事故の偶然性に対するまともな疑念が生ずる場合に消滅する。したがって、②保険者が事故の偶然性を争うためには、保険契約者が故意に傷害事故を引き起こした点についてのまともな疑念を理由づける事実を主張立証しなければならない（第2段階の主張・証明）。③保険者が第2段階の主張・証明に成功すれば、保険契約者（または保険金請求者）は、再び、このまともな疑念を反駁しなければならず、これに失敗すれば事故の偶然性の証明はないことになり、保険者が第2段階の主張・証明をしなければ、保険事故は証明されたものとみなされる。このような証明軽減は、保険契約が思いがけない事故に備えるという保険の本質に根ざすものと解することができる。保険契約者（または保険金請求者）に初めから偶然性の完全な証明が要求されるならば、このような保険制度の本質に反し、保険金請求権の実現が著しく困難になるからであるとする。<sup>(14)(15)</sup>さらに、

---

(14) 松本博之「保険金請求訴訟における証明責任と具体的事実陳述義務」  
倉澤康一郎＝奥島孝康編『昭和商法史』673頁～674頁（日本評論社・1996年）。前者の理論から立証の程度を具体的にみれば、被保険者が運転中の

人の自己保存本能を基礎とした一般的な生活経験に基づく徴表による証明（通常的事実上の推定）の方法が用いられる。この徴表証明は表見証明の証明度に達していないことが多いであろう。事故の外的像が生活経験上十分な蓋然性をもって明らかにされる程度で足りると解すべきであるとする。<sup>(16)</sup>

この前者の理論が提唱された頃の下級審裁判例に興味深いものがある。高松高判平成10年6月15日判タ986号286頁は、災害特約付き共済契約を締結した被共済者がビルから転落した事案において、共済金請求者が負担すべきであるとしつつ、一応の証明で足りるとしている。それによると、災害特約は、不慮の事故（急激かつ偶然な外来の事故）等により死亡した場合に共済金を支払うものであり、自殺はこれに該当しない。免責条項があることや、共済契約者側による立証の困難を考慮すれば、共済金請求者は、事故が被共済者の故意（自殺）によるものではないことの立証責任を負うが、その証明は厳密であることを要せず、故意（自殺）でないことを推認させる事情を証明すれば足り（一応の証明。この程度の立証を要求することは、共済金請求者が被共済者の生活圏にあること

---

自動車は、センターラインを越えた結果、対向車と衝突事故を起こした事実関係が確定すれば、「偶然の」事故の外形が生活経験上十分な蓋然性をもって立証されている。これに対して、被保険者は、金銭的に窮した状態の中で、生命保険に加入しておきながら、事故直前にも加入するとともに、事故前夜にも生命保険料を持参していたことなどは、事故が自殺によることを十分に疑わせる事情である。このような事実の証明があると、被保険者による事故招致であることが十分疑われるから、保険金請求者による偶然性の（軽減された）証明は破られ、保険金請求権者はこのような疑念を反駁し、偶然性を完全に証明することが必要になると解すべきであるとす（松本・前掲674頁）。

(15) 前者の理論によれば、保険金請求者が初めから事故の偶然性について厳格な証明をする必要はないということになるから、訴訟の前後において、多くの場合、その立証が軽減されることになる（志田原・前掲注(3)468頁）。

(16) 松本・前掲注(14)675頁。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

からして、不公平であるとはいえない。)、これに対し、共済者は、故意(自殺)を疑わせる別の事情を立証すべきもの(これによって不払条項との整合性も保たれる。)と解するのが相当であると判示している。

第2の理論として、盗難が、前述の最判平成19年4月17日や最判平成19年4月23日が示している通り、被保険者の意思によらない占有の喪失と定義されているように、傷害保険の偶然性の要件も被保険者の意思によらない事故、つまり、故意によらないものであるということであれば、盗難に関する立証責任の考え方を傷害保険にも応用できることになるという理論(以下「後者の理論」という。)<sup>(17)</sup>が有力に提唱されている。この後者の理論によると、平成13年最判は、偶然性の立証責任を保険金請求者に負わせる1つの理由として、保険金の不正請求が容易になることによる保険制度の健全性の維持をあげているが、その後の損害保険における保険事故についての立証責任に関する一連の判例の展開は、立証責任の分配においては、保険金の不正請求のおそれとともに、保険金請求者に偶然性の立証責任を負わせる場合の立証が困難であるということ、および、保険給付が迅速に行われることについての保険契約者側の利益も重要であることを認識し、そのうえで適切な立証責任の分配に関する判例法理を確立しており、盗難に関する立証責任に関する判例もその具体化であり、このような損害保険に関する一連の判例により、保険給付と保険者免責に関する立証責任に関する理論は進化を遂げていることから、傷害保険の偶然性に関しても、盗難と同じく保険金請求者が立証すべき対象は外形的に傷害であるとすべきであるとする<sup>(18)</sup>。さらに、外形的な事実とすることの趣旨は、保険金請求者による立証の程度を緩和することにあるので、保険金請求者が偶然性の立証責任を負う場合に求められる立証の程度を引き下げ、偶然の事故であるという蓋然性が求められる程度の立証であれば足り、そのような立証がされるのであれば、保険

---

(17) 山下・前掲注(1)202頁～203頁。

(18) 山下・前掲注(1)203頁。

金請求を棄却するためには保険者は被保険者の故意による事故であることを立証しなければならぬというべきであり、このように解する限り、保険法および約款において被保険者の故意免責所規定に意義を持たせることができるとする。<sup>(19)</sup>

#### (v) 検討

傷害保険における偶然性の立証を巡る判例や学説を概観すると、立証の程度に関しては、①立証の難しさ、②保険給付の迅速性、③免責条項の存在を意識する必要があるのではないかと考える。

これらを踏まえながら偶然性の立証に関する関係者の負担の度合いを検討すると、次のような2つのことが考えられる。第1に、傷害保険において保険金を支払うかどうかを巡っては、被保険者の傷害およびそれに起因する死亡という保険事故は保険者側の管理外で発生するのが通常であり、保険者側が被保険者等の自招事故であることを立証するための証拠を十分に収集することについて困難を伴うことは否定できない。他方において、保険金請求者側で事故が偶然であること、すなわち、被保険者の意思に基づかないというような消極的な事実を証明することも<sup>(20)</sup>困難を伴うとの指摘がある。これらの立証責任の難しさを前提にして、

---

(19) 山下・前掲注(1)203頁～204頁。なお、近時の裁判実務では、過度に厳格な立証を求めないための事実認定技術の工夫がなされているようである(山下・前掲注(1)255頁を参照)。また、この後者の理論の提唱者は、近時の裁判例は、平成13年最判の立場によってはいるものの、実質的には、後者の理論による立証責任の分配によっても同じ結論になるものと見られる判断がされているということができると指摘されている。山下・前掲注(1)204頁を参照。

(20) 志田原・前掲注(3)467頁。その限りにおいて、平成13年最判の解説書によれば、平成13年最判が、立証責任の帰属について保険金請求者負担説に立ちながら、その根拠として立証の難易度に触れなかったのは、こうした点を考慮したものと思われるのであり、平成13年最判は立証の程度の問題について、保険金請求者側の負担を軽減する判断手法を用いることを否定する趣旨ではないと推測されるとしている(志田原・前掲注(3)467頁)。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

保険給付の迅速性という保険制度上の要請が加わることにより、保険金請求者による立証の程度を緩和するという方向性が導き出され、保険金請求者が偶然性の立証責任を負う場合に求められる立証の程度を引き下げ、偶然の事故であるという蓋然性が求められる程度の立証であれば足りるとする考え方が生まれると考える。

第2に、保険金請求者側が保険事故の発生という外形的な事実を証明すれば、それに対して、保険者側が、免責条項を援用することで、保険契約者または被保険者が故意に事故を引き起こしたということを立証することになり、これに対して、保険金請求者側が立証できないとすれば、<sup>(21)</sup>事故の偶発性は認められないことになる。このように立証を繰り返すことによって、保険法および約款において被保険者の故意免責規定が定め<sup>(22)</sup>られていることに意義を持たせることができる。

以上のような検討からすれば、傷害保険における立証責任については、1次的に立証責任を負担するのは、平成13年最判の通り、保険金請求者側にあり、その際、保険金請求者側は、被保険者の故意によらない事故であったという外形的事実の立証で足りるのではないかと解する。

### (3) 約款規定と消費者契約法10条との関係

主な下級審裁判例では、保険事故について定める傷害保険約款の規定が消費者契約法<sup>(23)</sup>10条（以下「本条」ということがある。）に違反するかどうかという問題についても判示されている。下級審裁判例はいずれも

---

(21) 傷害保険において、保険者側が自招事故であることを立証するための証拠を十分に収集することは難しいという場合には、間接証拠の積み重ねから事故招致を証明することになるという下級審裁判例がある。東京高判平成13年3月13日判時1744号125頁等を参照。

(22) 山下・前掲注(1)204頁。

(23) 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法〔第2版増補版〕』186頁以下（商事法務・2015年）、消費者庁消費者制度課編『逐条解説・消費者契約法〔第4版〕』291頁以下（商事法務・2019年）、後藤卷則＝齋藤雅弘＝池本誠司『条解消費者三法〈第2版〉』104頁以下（弘文堂・2021年）（後藤卷則筆）等。

約款規定は本条に違反しないとしているが、下級審裁判例をみると、この問題の論点は次の2つに分かれる。すなわち、①約款において、保険者が「急激かつ偶然な外来の事故」により被保険者が被った傷害に対して保険金を支払うとして、保険事故を限定していることが本条に反するかどうか、②偶然性の立証責任は保険金請求者にあるとする平成13年最判を前提として、約款において、偶然性の立証責任を事業者である保険者から消費者である保険金請求者に転換する旨を定めていることが本条に反するかどうか問題とされている。

①については、主な下級審裁判例を3つ示すことができる。まず、改正前商法の下で判示された大阪地判平成21年3月23日金判1334号42頁では、傷害特約付保険の性質からして、保険事故を限定したうえで傷害保険金を支払う旨の規定は、信義則に反するものではないし、本条に定める公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し、または、消費者の義務を加重するものと認めることはできないとともに、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものと認めることもできないと判示している。つぎに、この裁判例の控訴審である大阪高判平成21年9月17日金判1334号34頁では、控訴人（保険金請求者）が平成13年最判で示された約款改定を求める補足意見を控訴理由としていることに関して、立証責任の問題は、平成13年最判でひとまず決着がついたのであるから、保険契約者にとって偶然性の立証責任の所在を容易に判別できない状況にあるとはいえないこと、補足意見が法廷意見に賛成の立場を前提とするものである以上、保険事故が偶発的なものであったことについて保険金請求者が立証責任を負うことを約款の文言上明確化するものであると解すべきであること、疑義のない約款条項の作成が容易にできるものであるかは疑問であることなどを総合勘案するならば、保険者が約款を改訂しなかったことから、保険金支払要件について定めた「急激かつ偶然の」、「不慮の事故」の部分が信義則ないし本条により無効をきたすものであると解することはでき

ないと判示している。さらに、保険法の下で判示された【40】では、本条の合憲性が争われた最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁を参照しつつ、約款が、保険法17条または80条のみが適用される場合に比して、<sup>(24)</sup>消費者の権利を制限し、または、消費者の義務を加重する消費者契約の条項にあたるとしても、条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的に照らし、条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質および量ならびに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきであり、平成13年最判の立場を踏襲した上で、約款は、傷害保険に関し「急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害」を給付事由とすることで保険金を支払う対象である「傷害」を明らかにしていることに加え、「急激かつ偶然な外来の事故」の発生を保険金請求権の成立要件としなければ、保険金の不正請求が増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあることが考慮されたものであり、このような条項の性質に鑑みれば、その他の事情を考慮したとしても、条項が信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものであるとはいえないと判示している。

つぎに、②については、保険法の下で判示された主な下級審裁判例を2つ示すことができる。【22】では、傷害保険は、急激かつ偶然な外来

---

(24) 判批：森富義明・最判解民（平成23年度）544頁（2014年）、同・曹時66巻3号194頁（2014年）、岩田合同法律事務所・新商事判例便覧2982（商事法務1945号57頁（2011年）、長谷川慧＝児島幸良・NBL958号6頁（2011年）、田中壮太・NBL961号71頁（2011年）、桑岡和久・民商146巻1号92頁（2011年）、河津博史・銀行法務21736号70頁（2011年）、磯村保・ジュリ臨増1440号66頁（平23重判解）（2012年）、後藤卷則・判評644号2頁（2012年）、田中志津子・法時84巻11号129頁（2012年）、平尾嘉晃・法セ685号36頁（2012年）、佐久間毅・金法1963号50頁（2013年）、幡野弘樹・法協130巻2号543頁（2013年）、松本恒雄・リマークス46号34頁（2013年）、大澤彩・民法判百Ⅱ債権（第8版）128頁（2018年）、潮見佳男・消費者法判百（第2版）116頁（2020年）等。

の事故を保険金の支払事由として明記しており、偶然な事故による被保険者の負傷を保険金請求権の成立要件の1つとしたものと解されるところ、保険金額を自由に定められる傷害保険では、不正請求を防止し、保険制度の健全性を守るため、このように約款で定めることも相当の合理性が認められるから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するとまではいえず、約款の規定が本条により無効であるとは認められないと示している。【8】も同じ趣旨であると解することができる。

以上のことから、保険事故について定める傷害保険約款の規定が消費者契約法10条に違反するかどうかという問題は、このように2つに分かれる。①の問題、つまり、約款において保険事故を限定していることが本条に反するかどうかを考える場合、【40】が示している通り、消費者契約法の趣旨、目的に照らし、約款規定の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質・量および交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきであるということをもベースに置く必要がある。このうち、約款規定の性質については、前掲の大阪地判平成21年3月23日が示している。つまり、傷害保険の性質上、保険事故を限定したうえで保険金を支払う旨の規定は、信義則に反するものではないこと、本条に定める公序に関しない規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限したり、義務を加重するものではないこと、信義則に反して消費者の利益を害するものではないこと等からして、本条に反するものではないとすることができる。つぎに、②の問題、つまり、約款において、偶然性の立証責任を消費者である保険金請求者に転換する旨を定めていることが本条に反するかどうかについては、【40】が示している通り、その根拠の中で、消費者と事業者との間に存する情報の質および量ならびに交渉力の格差ということも考慮すべきことであろう考える。その上で、【22】が示している通り、傷害保険の性質を考慮し、保険制度の維持ということが立証責任の転換の妥当性を認めるうえで重要な要素となろう。それゆえに、下級審裁判例が示してい

る根拠は、いずれも妥当であると解する。

## 2. 立証すべき「偶然性」を構成する要素

### (1) はじめに

偶然性の立証責任について保険金請求者側が負担するという平成13年最判の立場をとるにあたり、保険金請求者側が保険事故の偶然性を立証した場合、保険者側は、これに対して、免責条項を援用して、当該事故が被保険者等の故意に起因するものであることを立証し、免責事由に該当すると主張するという経緯を辿ることとなる。

偶然性の立証責任については、主な下級審裁判例は、文末<資料>に記載しているように、偶然性を肯定するものとこれを否定するものに分かれる。以下、これら下級審裁判例を概観し、当該事故が被保険者等の故意に起因するものであるかどうかを判断する場合、いかなる要素を立証する必要があるのか、つまり、立証すべき偶然性を構成する要素を見ていくことにする。その場合、下級審裁判例を偶然性の肯定・否定の立場に分けることにする。

### (2) 偶然性を肯定している主な下級審裁判例

#### (i) 偶然性を構成する要素

偶然性を肯定している主な下級審裁判例を概観すると、立証すべき偶然性を構成する要素は、「被保険者自身の状況」と「事故の状況」の2つに大別することができる。被保険者自身の状況については、事故前後の状況に分けられる。事故前の状況では、被保険者の身体的状況・精神的状況、生活状況・家族関係等および経済的状況、自動車の運転状況が総合的な要素となる。また、主な下級審裁判例は、事故の状況を中心に検討している。

#### (ア) 被保険者自身の状況

<事故前の状況>

【身体的状況・精神的状況】

- ・被保険者の健康状態
- ・自殺の動機の有無

【生活状況・家族関係等】

- ・事故直前の家族とのやり取り・状況
- ・事故当日までの行動，事故当日の被保険者の状況
- ・家族関係，交友関係

【経済的状況】

- ・被保険者の経済状況
- ・被保険者が関係する会社の経営状況

【自動車の運転状況】

- ・被保険者の交通事故歴
- ・当日の運転状況

<事故後の状況>

- ・死因
- ・被保険者の負傷状況
- ・事故直後の被保険者の行動

(イ) 事故の状況

- ・事故原因
- ・事故当時の現場の状況
- ・車両の損傷状況

(ii) 検討

主な下級審裁判例のうち，【6】では，事故の偶然性の有無を判断するにあたり，①事故の発生日時，②事故の現場状況，③自動車の損傷状況等，④被保険者の怪我の状況，⑤被保険者の自殺の動機の有無，⑥被保険者の事故直前の運転状況を要素としている。このうち，④⑤は被保険者自身の状況に該当し，それ以外は事故の状況に該当する。⑤⑥以外は事実の認定にとどまり，⑤については，被保険者の非故意性を認める要素とし，⑥については，⑤で被保険者の非故意性を認定したうえで，

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

被保険者の過失を認める理由としている。これらのことから、死亡した被保険者の故意性の有無について、被保険者自身の事故当日前の状況および事故当日の運転状況等を判断要素としているといえる。この⑤⑥について概観すると、まず、裁判所は、⑤について、事故当日前の状況として、被保険者について自殺の可能性を検討するにあたり、被保険者の経済的状況、すなわち、被保険者は、信用金庫に対して手形貸付金を返済しなければならなかったが、(ア)信用金庫に対する支払猶予の依頼をしていないこと、(イ)家族名義の預貯金があること、(ウ)被保険者の経営する会社は共済や保険会社から借入れの可能性があったこと、(エ)被保険者は事故前まで資金繰りを相談していた控訴人に何ら相談をしていないこと等を中心に検討するとともに、被保険者自身を巡る様々なその他の要素、すなわち、(オ)家族関係、(カ)人間関係、(キ)健康状態等を考慮したうえで、信用金庫に対する返済を深刻に思い悩んでいたなど、自殺による解決を考えるほど深刻な問題を抱えていたとは認められないとして、被保険者の自殺の可能性を否定している。つぎに、裁判所は、⑥被保険者の事故直前の運転状況について、次のように判示している。すなわち、被保険者は、自動車の不具合を確認するため、そして、長時間の運転や深夜であることによる疲労から休憩等をとるため、旋回場に進入し、運転していたところ、旋回場に柵や照明がなく、それまでの疲労による注意力の欠如により、旋回場の縁を誤り、崖地へと落下したと認定したうえで、事故は被保険者の予見できない原因から生じた急激かつ偶然な外来の事故であると判示して、被保険者の過失を認めている。

【2】では、被保険者が運転中ダム湖に転落して死亡した事案に関して、事故直後の被保険者の行動を認定している。それによると、被保険者は、車両が台地部分から落下してダム湖に沈んでいく間に、車両から脱出しようとシートベルトを外し、ドアロックを解除したもののドアを開けることができなかったため、後部座席足もとのあたりにあった工具

箱を開き、金槌を取り出し、運転席ドア側の窓ガラスを割ってそこから車外に脱出した可能性が高いというべきであると判示している。このような被保険者の一連の行動もまた、非故意性を認める要素になるといえよう。

【9】では、被保険者は、本件保険契約を締結するに際し、従前の保険金額を増額するなどの不自然な行動は見受けられない、①事故前の様子を見ると、格別変わった様子は見当たらず、遺書等も発見されていない、②事故時において、被保険者の経営する会社の経営状態には特段の問題があったとは認められず、会社の経営状態が被保険者の自殺の原因であるとはいえない、③被保険者自身の経済状態については、生活に困窮した様子は窺えないし、病気等の悩みを抱えていた様子も窺えない、④事故後の検証で、被保険者はシートベルトを装着していたことが確認され、被保険者の死体検案書によれば、リストカット痕や自殺未遂を示唆するような所見は認められないということであり、これらの諸事実を見れば、被保険者が自殺を試みた様子は窺うことができない、と判示している。

以上のように、偶然性を肯定している主な下級審裁判例をみると、被保険者の事故が偶然であることは、事故は被保険者が招致した事故ではないということを立証する場合、つまり、事故の非故意性を立証する場合、被保険者が死亡した場合には、自殺したかどうかを探ることが必要であるが、下級審裁判例は、被保険者の事故前の状況および事故時の状況を総合的に検討して、自殺の可能性の有無を判断しているといえることができる。

### (3) 偶然性を否定している主な下級審裁判例

#### (i) 偶然性を構成する要素

偶然性を構成する要素については、偶然性を否定している主な下級審裁判例においても、「被保険者の自身状況」と「事故の状況」とに大別することができる。被保険者自身の状況については、事故前後の状況に

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

分けられるが、事故前の状況では、被保険者の身体的状況・精神的状況、生活状況・家族関係等および経済的状況、自動車の運転状況、保険契約の加入状況が総合的な要素となろう。また、偶然性を否定している下級審裁判例は、偶然性を肯定している下級審裁判例と同様に、事故の状況を中心に検討している。

### (ア) 被保険者自身の状況

<事故前の状況>

#### 【身体的状況・精神的状況】

- ・被保険者の身上・年齢・体格
- ・被保険者の健康状態（体調・悩み・精神状態・通院・服薬等）
- ・自殺の動機（の有無）
- ・保険金取得の意図の有無

#### 【生活状況・家族関係等】

- ・生活状況
- ・事故当日までの状況・行動
- ・家族関係、交友関係

#### 【経済的状況】

- ・就労状況
- ・被保険者の経済状況
- ・被保険者が関係する会社の経営状況（資産・預貯金・負債等）

#### 【自動車の運転状況】

- ・自動車運転の習熟度・運転状況

#### 【保険契約】

- ・保険契約の内容（締結時期・保険金額）
- ・事故時の加入状況（他保険契約の締結等）
- ・保険金取得の意図の有無
- ・保険金取得歴・事故歴（自己・家族）

<事故直前・事故時・事故後の状況>

- ・運転時の状況（アルコール・薬物等）
- ・事故当日の行動
- ・死因
- ・遺体の発見状況・状況
- ・事故後の状況・行動（転落後の回避措置）
- ・事故後の自宅の状況
- ・事故後の搬送状況
- ・同乗者の状況
- ・聴取内容

（イ）事故の状況

＜事故の状況＞

- ・事故の発生日時
- ・事故当時の天候
- ・事故原因
- ・事故の態様
- ・事故現場の状況（事故現場の視認状況）・痕跡

＜自動車の状況＞

- ・車両の速度・運行状況
- ・事故時の車両の状況
- ・事故時の運転状況
- ・ブレーキ痕跡
- ・シートベルト装着
- ・自動車の入手・使用状況
- ・前件事故との類似性
- ・警察関係者の説明・判断
- ・鑑定書の記載内容

（ii）検討

（ア）被保険者自身の状況

<事故前の状況>

【身体的状況・精神的状況】

被保険者の【身体的状況・精神的状況】では、事故の態様によってはこの者の身上・年齢・体格等が対象になることもあろうが、被保険者の健康状態および自殺の動機（の有無）が重要な要素となろう。

被保険者の健康状態について、【14】では、被保険者は、うつ気味で短期間入院したことがあり、その後も、心療内科への通院を継続し、症状が悪化したので、病院医師は抗うつ剤を処方したところ、快方に向かったことから、睡眠薬の処方にとどめていた。被保険者は、就寝中に、腹部を切るという自傷事故を起こし、病院で縫合治療を受けた。さらに、被保険者の【生活状況・家族関係等】に該当するが、原告（被保険者の夫）は、調査員に対し、被保険者が実兄に金員を貸し付けていたものの返済を受けられないのはもとより、実兄の経営する会社は倒産し債務整理を行うに至ったことから、原告が実兄もしくは同人経営の会社の債務の連帯保証債務の履行を求められかねないこと、老人ホームに入居中の母を見舞うことを義姉が快く思っていない様子であることなどを苦にしていたなどと説明したと判示している。【18】では、被保険者は、幻覚や妄想のために家事もできない状態となり、病院で統合失調症と診断された。2週間に1回程度の割合で通院し、薬物・精神療法を受けていたが、症状は一進一退していた。その後、不安が強くなり、病院の処方した薬を大量に服用したことがあり、この際、被保険者には自殺の企図があったが、一晩眠って覚醒し、担当医師に対して二度としないと反省の言葉を述べたと判示している。【33】では、被保険者は、神経症等の治療のためにクリニックで診察を受け、問診票には自殺を窺えるような回答をしていたが、問診時には自殺念慮の訴えはなく、投薬治療をしていたこと、これと並行して、高血圧症および糖尿病の治療を受けていたこと等が認定されているが、事故当時における被保険者についてこれらの症状は、軽度なものであって深刻ではなく、健康診断における数値も良

好であって、就業にも支障を及ぼすものではなかったとされているが、他方で、被保険者が健康診断において、「腹痛、吐き気、胃不快感、便秘・下痢を繰り返す、息切れがする」と申告しているところ、健康診断における検査の結果が良好であったことに照らすと、これらの症状が精神状態の変調から惹起されている可能性を否定できないことや、被保険者が母に対して病院に行きたい旨を申告しているにもかかわらず、受診していないこと、事故当時においても非定型抗精神病薬を所持していたこと、母が事故前に最後に被保険者と面会した際、いつもと様子が違っていた旨の供述をしており、その際、手紙の内容や母と別れた後の電話による会話の内容も不自然なものであることを併せ考慮すると、事故当時、被保険者の精神状態が不安定なものであったと推認されるとし、偶然性を肯定できないと判示している。【34】では、原告会社の社長であった被保険者は、妻とは別居状態であり、仕事が多忙でストレスが多いなどと訴え、抑うつ反応として断続的にクリニックに通院しており、事故直前の受信時には、ストレスを感じているなどと述べていたが、医師は、希死念慮の訴えは確認していないし、自殺願望等を訴えたことはないとし、重症のうつ状態は見られなかったとしている。他方、被保険者は、原告会社の業務の拡張や、企業としての地域社会への貢献などについて友人に語っていたことがあり、また、事故に近接した時期にも、会社を継ぐということに限らず、原告会社の業務と一緒に携わって欲しくないかという要望を述べていたと判示している。【39】では、被保険者の運転等に注意を要する服薬状況を認定しているが、副作用はなかったと判示している。

自殺の動機（の有無）について、【22】では、被保険者の資産状態、破産の可否および普段の状況によれば、被保険者の事業状況、経済状況および年齢、保険契約の締結時期をもって自殺であったとは認められないが、事件の態様に鑑みれば、被保険者には重大な過失があったと判示している。【24】では、被保険者の経営する会社の状態が悪化し、自らも

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

ノンバンクから借入をする中で、手形貸付債務を返済する資金がない等から、被保険者が事故直前に発作的に自らの意思に基づき無謀な運転を試みたとしても不自然ではないと判示している。【39】では、被保険者が意図していた店の開店時期は事故から5年も先の話である上、事故当時、開店する具体的な目途が立っていたものとは認められず、この事実は、事故が被保険者が意図的に惹起した事故であることと矛盾しないと判示している。

主な下級審裁判例を概観すると、被保険者の自殺の動機（の有無）について明示しているものもあるが、自殺という文言を使うことなく、被保険者の自発的な事故を認定しているものもある。この場合、以下に示す複数の要素を検討することによって被保険者による事故招致かどうかを判断しているといえることができる。

### 【生活状況・家族関係等】

被保険者の生活状況・家族関係等については、事故当日までの被保険者の生活状況を含めた状況・行動が重要な要素となろう。

【34】事故日前後の被保険者の言動について、被保険者は、事故前日の昼食時には、翌日の旅行について笑顔で話し、英気を養わないといけないといったことを述べており、自宅のパソコンには旅行先のホームページを閲覧した履歴があった。被保険者のデジタルカメラには合掌造り集落の風景等の写真があった。被保険者は、夕刻、携帯電話の電波が確認されたのを最後に消息を絶った。事故直後の被保険者の居室は、それまでの生活状況と変わったところは窺われず、遺書なども見つかっておらず、旅行後も会合の予定があり、事故後の日程で海外旅行の予定も入っていたと判示している。

### 【経済的状況】

被保険者個人の経済的状況と、被保険者が会社を経営または関係していた場合には、当該会社の経済的状況を検討する必要がある、主な下級審裁判例の多くは経済的状況について詳細な事実認定を行っている。

【16】では、被保険者の所得、銀行口座の出入金状況を詳細に認定している。

【22】では、被保険者が経営していた会社は、仕事がない状態になっており、貸金業者等に対する借入債務が存在し、債務の支払を遅滞した遅延損害金が生じていた。被保険者が、仕事なくなった直後に保険契約を締結していること、高齢であったことも併せ考慮すれば、事故が被保険者の自殺であることを疑わしめるような事情が存在する。しかし、他方で、自宅土地、建物および工場の固定資産評価額は一定額あることが認められ、居住場所および職場を失うことにはなるものの、自殺という手段をとらなくともこれら売却することにより債務を返済できた可能性があり、また、破産することも可能であったし、事故前の被保険者は仕事がないことについて不平を述べてはいたものの、普段と変わった様子はなく、思い悩んでいる様子はなかったことが認められるから、上記事情のみで事故が被保険者の自殺であったと認めることはできないと判示している。

【24】では、被保険者は、住宅設備業の会社を設立したが、ノンバンクや金融機関から個人名義での多額の借入金があった。会社は、長期借入金として、金融機関から借入れを行っており、事故当時、継続的に返済を続けている状態であった。さらに、会社は、信用金庫から手形貸付を受けたが、被保険者は、事故前に、信用金庫に対し、支払猶予等の申入れをしなかったと判示している。

【25】では、被保険者個人の負債（金融機関・ノンバンク）および資産（所有する家屋等には根抵当権および抵当権が設定されていたこと）、被保険者が経営している会社の負債、原告が代表取締役で、被保険者が勤務していた会社の負債および資産（地方自治体からの補助金があること、従業員の給与が未払いであること）、被保険者は固定資産税、都市計画税、市県民税を滞納していたこと等が詳細に認定されている。

【27】では、被保険者の関係する会社は慢性的な債務超過状態にあり、

28 (258)

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

事故前の2年間に長期借入金残高は大幅に増加し、繰越損失額も多額に上っていた。会社は、近年全く利益が出ておらず、将来的に業績が回復する見込みもなく、借入金に依存して何とか資金繰りをしている状態であり、収入の大半を会社からの報酬に頼っていた被保険者も経済的に逼迫していたと判示している。

【31】では、事故当時、被保険者の経営する会社は、解体業を営むためのトラックを処分しており、事故の前年には受注の実績がなく、借入金の返済を滞らせるなど経済的に行き詰っていた。被保険者の家計も、普通預金の残高合計が数万円程度となり、被保険者がカードローンで借入をするなど相当行き詰まっていたと考えられると判示している。

【34】では、被保険者が代表取締役を務める会社は、自己資本比率、借入金月商率などには問題がなかったが、収益性についてみると、中小企業実態調査との比較では各種利益率が数値上、下回っている。売上げも、下降基調であった。過去5年間の営業損益は赤字決算であり、主な原因は売上高の減少と支払運送料の増加（外部要因）にあった。また、被保険者の会社における役員報酬は減額されていたが、被保険者の所得は、他の会社からの給与もあって、会社からの報酬を併せるとその2倍を超えていたと判示している。

### 【自動車の運転状況】

【26】では、被保険者が自動車を運転して踏切内に侵入し、列車と衝突して死亡した事案において、列車の運転士が、踏切手前200メートルないし100メートルの地点において、車両が踏切左側の車道停止線手前で停止しているのを確認した時点では、踏切の踏切警報機は鳴動し、遮断棒は降下していたものと認められるところ、被保険者は、ブレーキペダルから足を離し、アクセルペダルを踏み込んで車両を前進させ、踏切内に進入した。加えて、列車が踏切を通過する時点で、車両は踏切内の線路上に位置していたことからすると、被保険者が、車両のブレーキペダルおよびアクセルペダルを意識的に換作し、意図的に車両を進行させ

た可能性が高いというべきであると判示している。

【27】では、事故直前の被保険者の行動について言及し、事故現場周辺の状況や被保険車の損傷状況等に照らすと、被保険者は、転落直前に被保険車のハンドルを右に80°以上転把した後、急ブレーキを掛けることも、崖や他のガードレール等に衝突することもなく、真っ直ぐに橋の東詰欄干のガードレールに高速で衝突したものと考えるのが自然かつ合理的であると判示している。

**【保険契約】**

事故発生時の保険契約の状況、他保険契約の締結の状況、および、被保険者あるいは家族の保険金取得歴、事故歴等が重要な要素となろう。

【17】では、被保険者および被保険者が経営する会社は、14ないし15件の保険金取得歴があった。それらの保険金に係る事故の類型は、転倒した、虫に刺された、とげが刺さった、カッターで手を切った、運転中に壁に衝突した、バイクと衝突したなどというものであった。これらの事故のうち、運転中に壁に衝突したという類型のものは、2度にわたり起こっている。被保険者は、複数の代理店を介して各保険会社との間で保険契約を締結していたところ、被告保険会社の代理店を含む複数の代理店の従業員は、被保険者について、保険に詳しい人物であり、事故多発者である等の印象を持っていた。被保険者は、被告との間で、本件保険契約を含む2件の契約を締結していたが、満期を迎える保険契約については、被告から更新を拒否された。そして、被告においては、本件保険契約についても、満期を迎えた際には更新に応じない旨の方針を固めていた。さらに、被保険者は、事故当時において、本件保険契約のほか、被告以外の保険会社との間で、7件の保険契約を締結していたと判示している。

【29】では、車両に係る自動車保険が解約された状態にあったところ、解約前の自動車保険契約と同様の本件自動車保険契約を原告会社との間で締結し、締結後約2か月（本件事務までに月額保険料1回分の支払し

かしていない。)で事故が発生していることは、保険契約を締結する以上、このことだけで被保険者による故意を認定することはできないが、事故の不自然性の検討要素にはなり得る。加えて、本件傷害疾病保険契約の保険料の引落口座の残高不足により支払を滞らせていること等の事情や被保険者が認識していたと認められる本件自動車保険契約の保険金額等をも併せ考えると、他の車種と比べての維持費が掛かると認められる車両を事故により全損あるいは修理等による車両保険金を取得することが事故を引き起こす動機たり得ると判示している。

<事故直前・事故時・事故後の状況>

【17】では、被保険者の事故直前の行動について、被保険者は、事故当日、自宅を出て間もなく、車両を走行させて交差点を通過して現場付近に向かい、その間、経路に応じた運転操作を意識的に行い、交差点通過後にはアクセルを操作していたことが推認される場所であって、被保険者が現場付近に至った時点で居眠り運転をしていたなどということも考えられない。さらに、事故後、現場である駐車場の路面にも、付近の道路の路面にも、ブレーキ痕やスリップ痕が残されていなかったことを考え合わせれば、被保険者は、車両が交差点を通過してフェンスに衝突するまでの間、アクセルを操作しつつも、容易に認識し得る衝突の危険を回避する措置を講じなかったことが認められるものというべきであり、これらの事実は、事故が被保険者の運転操作のミスや前方不注視等によるものではないことを窺わせるものであるとともに、被保険者によって意図的に引き起こされたものであることを強く推認させるものといえることができると判示している。

【25】では、自動車がコンクリート壁に衝突した際の速度は時速約90キロメートルを超えて対向車線上からコンクリート壁に直進していたと認められ、被保険者がブレーキを掛けたことを示す痕跡は発見されおらず、被保険者がアルコール類や薬品の影響下にあったことは否定されており、自動車がコンクリート壁に直進するためにハンドル操作が行わ

れていることから、被保険者が居眠りをしていたことも否定されるというべきであり、その他被保険者の運転ミスであるとか対向車が迫ってきたのを避けようとした等の事実を窺わせる事情も見当たらない。そうすると、自動車の衝突機序は、道路の右カーブを道なりに走行していた場合にはおよそ考えられない走行経路を辿ったものであったといわざるを得ない。さらに、事故後、自動車の車内にいた被保険者が、シートベルトを外すことができた上に運転席側のウインドーが全開状態であったにも関わらず、脱出を試みようとする気配すら見受けられなかったのも、交通事故を起こした被害者の態度としては極めて不自然と言うべきであるとして、事故が偶然に生じたとは到底認められないと判示している。

【39】では、被保険者が、事故直前まで適切なハンドル操作をすることが可能であっただけでなく、擁壁から約30メートルの地点以降、擁壁方向に向かってハンドル操作を行っている事実は、被保険者が、その意思に基づいて事故を惹起した事実を推認させる。加えて、自動車の大破状況等からすれば、事故時における自動車の速度が少なくとも時速60キロメートル程度は出ていたと考えられること、ブレーキ痕など事故回避措置が採られた痕跡がないことは、事故が、被保険者が意図的に惹起したものである事実と整合すると判示している。

#### (イ) 事故の状況

事故の状況が偶然性の有無を判断するのに最も重要な要素であると考えるが、そのうち、事故の態様、事故現場の状況、事故時の車両の状況等に焦点を当ててみることにする。

【11】では、被保険者の死亡を惹起した車両火災が左後部座席を火元として発生したことを強く窺わせ、通常、自家用車内では存在すべきでないガソリンが存し、これが火勢を強め、被保険者のショック死を引き起こしたことを推認せしめ、灰皿にたばこの吸い殻等が存しないにもかかわらず、運転席の床に着火式ガスライターが落ちていたという事実も不自然であり、こうした事実によれば、車両出火についての偶発性には

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

大きな疑義があり、被保険者は、死亡当時、血中に0.1493パーセントの濃度のアルコールを保有していたことも疑われる状況にあり、こうした事実と照らし合わせて偶然性を否定している。控訴審【12】では、この他に、事故現場は、緩やかな右カーブの道路で見通しは良く、路面も乾燥していたところ、車両が立木、標識およびガードレールに衝突し、立木から車両の停止位置までは79.5メートルも存するにもかかわらず、急ブレーキをかけた痕跡は認められないと判示している。

【14】では、①自動車は、窓ガラスが閉まった状態であったこと、全ドアが施錠されているにもかかわらず、緊急避難のために、運転席ドア内側からドアレバーを引けば、ドアが開く構造になっているにもかかわらず、施錠されたままであって開こうとした形跡が認められないこと、②事故現場は、高速艇発着場の港であり、事故日の頃は、北側で工事が行われており、一般乗用車は進入しない限り入らない場所であって、偶然通りかかるところではないこと、③被保険者は、地元で生活し、夫が代表者を務める会社は、港の管理を任されており、被保険者は、日々、夫を自動車で送迎していたというのであるから、港の状況、海や車止めの存在等も十分承知していたものと認められること、④自動車が海底に転落した地点は明確ではないが、相当高い蓋然性として、約15センチメートルの高さのある車止めを超えたことが推認されるところ、港南側岸壁東端から約15メートル西方の車止めには、自動車によるものと考えられる擦過痕が認められたこと、⑤自動車や被保険者の遺体を見分しても、犯罪を疑わせる事情は認められないこと、⑥事故現場から7キロメートル以上離れた浜辺で被保険者の運転免許証等の入った袋が発見されているが、事故時に自動車から流れ出た様子は窺えず、第三者が袋を被保険者から奪うなどした犯罪性が窺えない以上、被保険者が海に流したものと推認できることなどを考慮すると、事故は、被保険者が故意に転落したことにより発生したものであると判示している。

【17】では、車両は、進行中、対向車線を横切って進行道路を右方向

に外れ、現場と川とを隔てるフェンスに衝突した後、川に転落した。車両は、前方から着水し、後部を上にして水面に浮いた後、前方に半回転し、裏返しとなって回転する形で上下が逆の状態となり、水没した。車両は、川岸から約15メートルの位置で発見された。ドアには施錠がされておらず、フロントガラスは、外部からの圧力で割れており、助手席の上部においては一部が剥落するに至っていたが、左右の扉の窓は割れずに閉まった状態であった。車両底部については、フロントフロアメンバーの左側に曲損が見られ、左フレームに擦過痕と凹み傷が残っているが、転落時に岸壁と摩擦することにより生じたものとみられる顕著な擦過痕は存しなかった。エアバックは、事故の際には作動していなかった。車両発見時において、エンジンキーは差しこまれてONの状態になっており、シフトレバーはドライブの位置に入っていたほか、シートベルトは固定された状態になっており、ベルト部分に損傷はみられなかったと判示している。

【18】では、被保険者は、シートベルトの装着をせずに、車両を時速55キロメートル以上の高速度で走行させ、交差点に進入し、そのまま何らの回避措置もとらず、コンクリート擁壁に対して垂直に衝突させたものであるから、その際、自己の生命ないし身体に重篤な危険を生ずる極めて高度の蓋然性のあることを認識し、これを認容していたと推認されると判示している。

【20】では、被保険者が室外機の上に乗ったとしても、膝のあたりに手すりの上端が位置する。室外機の上に立っている人間がバランスを崩し、近くに40センチメートル以上の高さの障害物が存在する場合、膝等の部位が手すりに衝突、接触し、その部分を支点にして支点より上の部位が外部に投げ出されるのが通常である。そして、衝突、接触により、支点となった部位から下の部分は上向きとなり、重い頭部を含む支点となった部位より上の部分は下向きとなるのが通常である。そうすると、被保険者が、建物側を向いて室外機上面の道路側部分に乗っていたとし

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

た場合、バランスを崩した被保険者の膝の裏側部分を支点にして、上の部位が外側に投げ出される形となり、下肢が上半身より上となる体勢で手すりを越え、その体位のまま落することになるから、被保険者の頭部あるいは上半身が先に地面と衝突するというべきである。このことは、片足の膝の部分が接触しただけの場合においても同様と考えられる上、そのような場合は、バランスを崩した体勢にあったといえるから、上半身の投げ出され方は一層強くなる。そして、被保険者が、室外機の上で屈む等していた姿勢であったとした場合においても、室外機の上面から約40センチメートル上の部位を支点として重い頭部を含む部位が外に投げ出されることとなるから、足を下にして落下することはない。そうであるとすると、被保険者が、室外機上に乗ってバランスを崩したとしても、被保険者の両足が40センチメートル以上の高さに位置する手すりに接触する等しないでこれを越えない限り、認定した被保険者の落下時の体位とはならないと判示している。

【24】では、カーブの多い山道を通過し、直線道路を約400メートル走行した後、ハンドルを右転把して道路右側に逸脱し、駐車帯に進入し、崖下に転落した。転落するまで右操舵を継続し、アクセルを踏み続けて、時速約72ないし81キロメートルで進行しているなど、自殺行為ともいえるべき危険かつ無謀な運転による事故といえると判示している。

【27】では、事故現場周辺の状況や車両の損傷状況等に照らすと、転落直前に車両のハンドルを右に80°以上転把した後、急ブレーキを掛けることもなく、真っ直ぐ橋欄干のガードレールに高速で衝突した。事故現場に路面痕跡が残存しておらず、周辺の構築物にも衝突痕がない。この様な事故態様に照らせば、事故は被保険者の意思によるものと判示している。

【29】では、カーブの曲線は大きいものとはいえ、対向車等も存在しないとされていることなどに照らせば、水門前から転落地点までの距離が約70メートルあるにもかかわらずABS装置も搭載している車両が

用水路の手前で停止できないのみならず、用水路に転落する可能性は水門前あるいはカーブの手前付近の路面に劣化が存在し、あるいは水門前の通過後に下りの傾斜があること、被保険者はカーブを通過しようとしており車両を停止させるためにブレーキをかけたとまではいえない可能性が高いこと等を考慮したとしても、相当に低く、加えて、護岸部分の擦過痕等の状況から見ると被保険者が車両のハンドルを切った形跡を認めることもできないと判示している。

【30】では、①事故現場には、港の観光トイレから岸壁に向かって、ほぼ90度の角度で続く四輪車の轍が残されており、車両は、岸壁から約8メートル沖、水深約3.8メートルの地点に、車体前部を沖側に向け、裏返った状態で着底し、水没していたこと、②車両が海中に転落した場所は港の防波堤の内側にあるため、潮の流れは速くなく、相当な重量物である車両が水深約3.8メートルの地点に着底するまでの間に約8メートル近くも沖に流されるほどではないと考えられること、③事故後、車両底部には、車両が岸壁から海中に転落した際に岸壁の縁と接触して生じたとみられる擦過痕やへこみがなかったことなどによれば、被保険者は、車両を、港の観光トイレの前方付近から岸壁に向かってほぼ90度の角度で、時速20数キロメートル程度の速度をもって進行させ、岸壁から海中に転落したものであると認めることができると判示している。

【31】では、①事故は、コンクリート製の橋脚の角部分と、車両の運転席付近とが正面から衝突して発生していること、②事故当時、車両は時速45キロメートル程度の速度で、意図的に大きくハンドルを回さなければならぬような角度でカーブをし、衝突していること、③被保険者がシートベルトを装着していた形跡がなく、事故により即死状態となったと考えられること、④衝突直前に急制動をした形跡がないことなどの事情を考慮すると、外形的に偶発的な不慮の事故と推定するには疑問がある。事故の発生時刻は午前3時10分頃であり、このような時刻に被保険者が事故現場を走行していたことも偶発的な事故と考えるには不自然

であると判示している。

【32】では、被保険者が踊り場に立った場合、直立した状態であっても、重心は手すりの最高部よりも約19センチメートル低い位置にあったことになるから、踊り場で足を滑らせて体勢を崩したとしても、手すりを越えて転落することは考え難い。階段の最下段から手すりまでの距離が140センチメートルあることも考慮すると、勢いをつけて跳躍するなどしない限り、転落する事態が生ずるとは考え難く、63歳であった被保険者にそのようなことが可能であったとも認められないと判示している。

【33】では、車両が事故直前に岸壁からどの程度の距離を離れていたのかを厳密に特定することは困難であるが、約10メートルないし約16メートル離れていた場合には、操作を誤って岸壁から落下したとは考え難いし、約6メートルないし約8メートル離れていた場合であっても、岸壁付近であり、深夜であることに照らすと、急加速する必要性は乏しく、不合理であるというべきであると判示している。

【34】では、事故現場には制動痕も認められていないことからして、被保険者が転落直前に線形を見誤ったことに気付いて回避措置をとった様子は窺われず、むしろ、スノーシェッドを出た時点で、右方向へ転把し、時速60キロメートルないし70キロメートル程度を維持したままあるいはその程度まで加速しつつ、減速する必要がない程度に緩やかに左転把してコンクリートブロックに衝突したと考えられ、走行態様からすれば、被保険者が、コンクリートブロックを乗り越えるために必要と思われる速度に加速した上で、意図的にコンクリートブロックに向かう進路をとったと認めるのが相当であると判示している。

【38】では、被保険者が道路を走行してきて、ガードレールの切れ目に差し掛かった際、視界が悪くなければ、切れ目を見てその方向に道路が延長しているように錯覚する可能性は、極めて低いといえるが、車両が転落場所から転落した当時、転落場所では雨が降っていたものの、周辺の降水量によると、視界が不良になるほどの降雨があったとはいえない

い。さらに、道路を走行してきた場合には、一度は転落場所を通過しているのであって、被保険者は転落場所にはガードレールが設けられていないことを認識していた可能性が十分にあるというべきであると判示している。

【39】では、被保険者が、事故直前まで適切なハンドル操作をすることが可能であっただけでなく、擁壁から約30メートルの地点以降、擁壁方向に向かって無謀なハンドル操作を行っている事実は、被保険者が、その意思に基づいて事故を惹起した事実を推認させる。さらに、自動車の大破状況等からすれば、事故時における自動車の速度が時速60キロメートル程度は出ていたと考えられること、ブレーキ痕など事故回避措置が採られた痕跡がないことは、事故が、被保険者が意図的に惹起したものである事実と整合すると判示している。

#### (4) 同一の事案で結論が異なる下級審裁判例

主な下級審裁判例の中で、同じ事案でありながら、地裁判決と高裁判決とで偶然性（非故意性）を肯定するものと否定するものに分かれ（【3】肯定・【20】否定，【24】否定・【6】肯定），それぞれの結論が異なるものがある。

まず、被保険者がマンションのベランダから転落事故により死亡した事案に関して、地裁判決【3】では偶然性（非故意性）を認めたのに対して、高裁判決【20】ではこれを否定し、事故は自殺によるものであると判示している。両判決の違いは、被保険者が罹患していたとされる覚せい剤精神病に関する事実認定の違いにあると考える。【3】では、①被保険者は、平成17年4月28日から平成20年2月17日までの間は、逮捕に始まり刑事手続を経て服役中の状態にあり、また、平成20年2月20日から同年4月28日までの間は医療センターに入院していたこと、②医療センターの退院後、被保険側が医師に申告したものの以外に被保険者の覚せい剤使用を窺わせるような証拠はないこと、③被保険者の死体検案所見からは、注射痕の存在等覚せい剤中毒を示唆するような所見は認めら

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

れず、マンション貸室内から覚せい剤使用を窺わせるような物品も発見されていないこと、④被保険者は事故の3日前に勤務先に雇用されることになり、翌日と翌々日に出勤して稼働し、勤務先に真面目な印象を与えているなどの事情もあることに照らせば、被保険者が、事故時、覚せい剤を使用してこれに起因する精神症状を来し、そのことが事故の原因となったとまで認定することはできないというべきであると判示し、偶然性（非故意性）を肯定している。これに対して【20】では、①被保険者の覚せい剤精神病は相当程度進行していたこと、②被保険者は、覚せい剤精神病のため不眠、亢奮、独語、徘徊、幻聴、幻視、妄想を訴えたり、隔離拘束を要したりしたこと、③平成20年2月の出所直後にも、飲酒時に幻聴があったこと、④同年4月の退院時に、医師が、社会復帰施設への入寮が必要であるとしていたこと、⑤その後、被保険者は、覚せい剤を使用したと医師に述べ、また、処方された薬を服用していなかったこと、⑥被保険者は、同年7月30日に不眠を訴えて受診し、複数の睡眠薬を処方され、これらの薬には精神症状、意識障害を引き起こす可能性がないではないことなどが認められる。そして、これらに加え、⑦医師は、被保険者は、被害妄想があったと述べていること、⑧覚せい剤精神病による幻覚妄想は、発症すると、飲酒や極度の疲労、ストレスによっても再燃するとされていること、⑨覚せい剤精神病による幻覚や幻聴、妄想は、使用中止後数ヶ月から数年後にも短期的に突然出現することなどに照らすと、被保険者においても、突然上記のような症状が出現する蓋然性があるものと認めるのが相当である。そして、被保険者の落下時の体位や、その他の偶発的な事故により落下したことを推認し得る的確な証拠がないことなどに照らすと、被保険者が、幻覚や幻聴、妄想により、あるいは自ら手すりを乗り越えた可能性は否定できないというべきであると判示し、偶然性（非故意性）を否定している。

つぎに、被保険者が自動車を運転中、がけ下の転落し、死亡した事案に関して、地裁判決【24】では偶然性（非故意性）を否定したのに対し

て、高裁判決【6】はこれを肯定している。両判決の違いは、事故の態様と被保険者の経済的状況の事実認定の違いにあると考える。まず、【24】では、事故の態様と被保険者の自殺の動機の有無について検討している。すなわち、事故の態様について、被保険者は、カーブの多い山道を通り、直線道路を約400メートル走行した後、センターラインを超えて道路右側に逸脱し、出入口から駐車帯に進入し、駐車帯を突っ切って崖下に転落したもので、駐車帯に進入し、崖下に転落するまで右操舵を継続し、アクセルを踏み続けて、時速約72ないし81キロメートルの高速度で進行しているなど、自殺行為ともいえるべき危険かつ無謀な運転による事故といえる。そして、事故は、夜間に発生し、被保険者の疲労が蓄積していたことが窺われるものの、被保険者が、カーブの多い山道を通り、出入口から駐車帯に進入していることからすると、居眠り運転や覚低走行であるとは考え難く、また、駐車帯に進入後もアクセルを踏み続けて高速度で進行していることからすると、休息等のために駐車帯に進入し、転落地点より先に地面が続いているものと誤信したとも考え難い。被保険者の自殺の動機の有無については、被保険者が経営する会社の経営状態が悪化し、会社の手形貸付債務について、事故当時、会社・被保険者に債務を返済する資金はなく、返済期限後に売上金の入金があったが、債務の返済に足りなかったこと、被保険者が事故前に金融機関に対する返済猶予の申入れや他の金融機関、家族等への借入の申込みをした形跡は窺われないことからすると、事故当時、債務の返済の目途が立っていなかったといえ、事故直前に発作的に意思に基づき無謀な運転を試みたとしても不自然ではなく、故意によって生じた傷害と推認した方が自然かつ合理的であると判示している。これに対して、【6】では、【24】と異なり、事故の態様について被保険者の過失を認定し、偶然性（非故意性）を肯定している。すなわち、①自殺の動機の有無について、被保険者が経営する会社の経営状態が悪化し、自らもノンバンクから借入をする中で、返済期限を平成23年11月8日とする会社の

40 (270)

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

300万円の手形貸付債務について、事故当時、会社および被保険者に債務を返済するに足りる資金はなく、返済期限後に売上金の入金があったが、債務を返済するに足りるものではなかったこと、②被保険者が事故前に金融機関に対する返済猶予の申入れや他の金融機関、家族等への借入の申込みをした形跡は窺われないことなどからすると、家族関係、人間関係、健康状態等を併せて考慮すると、支払について思い悩んでいたなど、自殺による解決を考えるほどに深刻な問題を抱えていたとは認められない。また、事故当時、車両の不具合を確認するため、長時間の運転や深夜であることによる疲労から休憩をとるため等のため、旋回場に進入し、運転していたところ、そこには縁の柵や照明がないことや、疲労による注意力の欠如により、旋回場の縁を見誤り、奥の崖地へと落下した。したがって、事故は、被保険者が予見できない原因から生じた急激かつ偶然な外来の事故であると判示して、偶然性（非故意性）を肯定している。

## おわりに

傷害保険の約款では、急激性、偶然性および外来性を保険事故の構成要素としていることから、免責条項との兼ね合いにおいて、保険事故発生の主張立証について、保険契約の関係者のうち、どちらが（立証責任の帰属）どのような（立証の程度・構成要素等）主張立証をする必要があるのかが問題となる。

この問題のうち偶然性について、平成13年最判において、生命保険会社が扱う傷害保険に関して、それまでの下級審裁判例の多数が占めていた解釈と同様に、事故が偶然であることの立証責任は保険金請求者側にあると判示し、裁判所の立場が明確になった。その後の下級審裁判例もこの立場を踏襲している。ただ、下級審裁判例の中には、保険金請求者側は事故が発生したとの外形的な事実の立証で足りると判示するなどして、保険金請求者側の立証責任の負担を軽減しているともいえるものがみら

れる。この立場を裏付ける理論として、2つを提示できる。まず、立証責任を考えるにあたっては、自己保存本能に基づく経験則に関連付けるべきであるとする理論（前者の理論）がある。これによると、事故の偶然性について保険契約者側が証明責任を負うけれども、この証明については、高い要求はなされるべきではないとする。つぎに、保険金請求者は外形的な偶然な事故であることを立証すればよいとする下級審裁判例は、自動車車両保険における盗難という保険事故の立証責任に関して、保険金請求者は盗難にあったことの外形的事実を立証すれば足りるとした最高裁判例（最判平成19年4月17日、同4月23日）の考え方を傷害保険の要件にも応用しようというものであると評価したうえで、盗難が、最高裁判例が示している通り、被保険者の意思によらない占有の喪失と定義されているように、傷害保険の偶然性の要件も被保険者の意思によらない事故、つまり、故意によらないものであるということであれば、盗難に関する立証責任の考え方を傷害保険にも応用できることになるという理論（後者の理論）が提唱されている。

さらに、偶然性の立証責任について、主な下級審裁判例は、偶然性を肯定するものとこれを否定するものに分かれるが、事故が被保険者等の故意に起因するかどうかを判断する場合、いかなる要素を立証する必要があるのか、つまり、立証すべき偶然性を構成する要素をみる必要がある。まず、偶然性を肯定している下級審裁判例を概観すると、要素について、「被保険者自身の状況」と「事故の状況」の2つに大別できる。すなわち、被保険者自身の状況については、事故前後の状況に分けられ、事故前の状況では、被保険者の身体的状況・精神的状況、生活状況・家族関係等および経済的状況、自動車の運転状況が総合的な要素となる。これに対して、偶然性を否定している主な下級審裁判例においても、要素についても、「被保険者自身の状況」と「事故の状況」とに大別できる。すなわち、被保険者自身の状況については、事故前後の状況に分けられるが、事故前の状況では、被保険者の身体的状況・精神的状況、生

42 (272)

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

活状況・家族関係等および経済的状況，自動車の運転状況，保険契約の加入状況が重要な要素となろう。

下級審裁判例は，偶然性を判断する場合，結論において，偶然性を肯定するか否定するかにかかわらず，いずれも，被保険者の状況を検討するとともに，事故の状況を詳細に検討しており，これらの要素を総合的に判断していると考ええる。

### <資料>

#### ・偶然性を肯定している主な下級審裁判例

#### 【1】大阪地判平成23年11月29日生保23巻601頁

[保険種類] ①自動車保険（人身傷害・搭乗者傷害），生命保険（②無事故給付金付医療保険，③平準定期保険〔災害死亡給付特約，傷害特約〕）

[保険期間] ③について，平成16年9月1日から平成26年8月31日

[事故態様] 自動車を運転中，橋から川に転落し，死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）③について，外形的な事故であり，事故当時，経営する破産会社の資金繰りは健全ではなかったが，破綻必至の状況とはいえ，事故直前の家族とのやりとりも勘案すれば，自殺を意図していたと認定することは困難である。<sup>(25)</sup>

#### 【2】大阪地判平成24年2月1日判時2167号108頁

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

[保険期間] 平成20年4月24日から平成21年4月24日

[事故態様] 自動車を運転中，ダム湖に転落し，死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）転落の態様からは不慮の事故との断定は困難である

---

(25) 立証責任の帰属に関して理論的に触れていない裁判例については，この部分を省略している。

が、運転ミス等の可能性もあり得るものであり、転落後、自動車から脱出しようとした可能性が高いこと、自殺の動機となり得る事情は見当たらないこと、転落当日やそれ以前において、自殺とはいえない行動をしている。

【3】東京地判平成24年9月13日 2012WLJPCAO9138015（【20】の原審）

[保険種類] 生命保険（災害死亡給付特約・傷害特約）

[保険期間] 平成3年11月19日から終身

[事故態様] 覚せい剤精神病が進行している中、マンションベランダから落下し、死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）事故当時の室内状況（日常生活が継続中であった）、自殺の原因となる動機はなかった（事故3日前に雇用された）ことなどから、偶発的な事故と認定でき、具体的な行動内容や過失内容が不明であるから重過失は認められず、事故時に覚せい剤に起因する精神障害により事故に至ったとは認定できない。

【4】大阪地判平成24年12月27日生保24巻682頁（立証責任）

[保険種類] 生命保険（災害割増特約、傷害特約）

[契約締結日] 平成14年5月1日

[事故態様] うつ病と診断され、約1年にわたり受診と薬の処方を繰り返していたところ、浴室内で焼き肉のために練炭を使用中に一酸化中毒により、死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）換気の不十分な浴室内で、致死する程度の一酸化炭素を吸引したと考えられること、浴室のドア等に目張りもせず、遺書も残されていないこと、自殺の場合、肉等を浴槽蓋の上に置いていた理由の説明が困難なことを考えれば、一酸化炭素中毒により死亡したものと推課され、不慮の事故を直接の原因として死亡したものであり、また、浴室のドアを閉め、練炭を焚いたこと、かつ、換

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

気が不十分な状態で練炭を用いることは、命を危険に晒すことになることは一般的知見であることからすれば、一酸化炭素中毒で死亡したことには相当な過失があるが、窓を閉め切らず、換気に配慮していたことからすると、重大な過失があるとまではいえない。

(立証責任) 平成13年最判による。

【5】福井地判平成25年10月4日判時2259号108頁<sup>(26)</sup>(保険法施行後に締結)

[保険種類] ①グループ傷害保険(定期保険に傷害保険〔損害保険〕がセットされた法人会の経営者大型総合保障制度)、②業務災害総合保険

[保険期間] ①平成21年7月1日から平成33年6月30日(1年ごと自動更新)、②平成22年3月14日から平成23年3月14日

[事故態様] 自動車を運転中、トンネル入口壁面へ衝突し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故前に普段と異なる様子はなく、自殺を窺わせる兆候はなかったこと、事故態様から自殺とは考えにくいこと、会社の経営状態は自殺の誘因となったとはいえない。

【6】札幌高判平成26年10月9日2014WLJPCA10096008(【24】控訴審)

(保険法施行後)

[保険種類] 自動車保険(人身傷害)

[保険期間] 平成23年4月28日から平成24年4月28日

[事故態様] 自動車を運転中、駐車帯から崖下に転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 現場状況、車両の損傷状況、被保険者の負傷状況・自殺の動機の有無(支払猶予を依頼していない、預貯金があった、借入の可能性があった)、家族関係、人間関係、健康状態等を考慮すると、支払について思い悩んでいたなど、自殺による解決を考え

---

(26) 名古屋高裁金沢支判平成26年12月24日WLJPCA12246007は原審を肯定している。

るほどに深刻な問題を抱えていたとは認められない。

車両の不具合を確認するため、長時間の運転や深夜であることによる疲労から休憩をとるため等のため、旋回場に進入し、運転していたところ、そこには縁の柵や照明がないことや、疲労による注意力の欠如により、旋回場の縁を見誤り、奥の崖地へと落下した。したがって、被保険者が予見できない原因から生じた急激かつ偶然な外来の事故である。

【7】東京地判平成28年5月12日 2016WLJPCA05128003（保険法施行後）<sup>(27)</sup>

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

[保険期間] 平成25年3月16日から平成26年3月16日

[事故態様] 自動車を運転中、展望台から転落し、死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）事故当時の被保険者の状況、死因等、事故現場の状況、被保険者の経済状況、健康状況、交通事故歴。

具体的な事故態様を一義的に認定することは困難であるが、①意図的な運転操作で車両が崖下に転落したとは断定できず、②直近の時期に自殺を窺わせる兆候はなく、③事故当時、負債があったが、生命と引換えに保険金を取得しなければならないほど逼迫した経済状況に置かれていたといえないこと、④自殺の動機となる健康上の不安を抱えていたとは認められないことなどを総合すると、事故は、保険金取得目的で自殺を企図して惹起したものとは考え難い

（立証責任）平成13年最判による。

【8】東京地裁立川支判平成30年2月26日自保ジャ2036号171頁、【9】東京高判平成30年8月23日自保ジャ2036号154頁（保険法施行後）

[保険種類] 自動車保険（搭乗者傷害）

[保険期間] 平成24年3月9日から平成25年3月9日

---

(27) 東京高判平成28年12月21日 2016WLJPCA12216002 は原審を肯定している。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

[事故態様] 自動車を運転中、湖へ転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 偶然性の要件は、傷害保険において、傷害事故の概念を構成する要素であり、保険金の不正請求を防止し保険制度の健全性を確保するためにこの約款を設けることには合理性もあることから、約款は、消費者の利益を一方的に害するものであるとは認められず、消費者契約法10条に違反しない。

地裁：事故現場の状況、会社の財務状況、事故前の被保険者の状況、事故当日までの行動、ことに事故態様、被保険者に自殺の動機が窺われないからして、急激かつ偶然な外来の事故である。

高裁：相当の速度で、擦過痕があるブロック塀付近を通過し、湖側の縁石に衝突して破損させた後、湖に落下したものと推認され、事故は被保険者の過失によって発生した事故である。

(立証責任) 平成13年最判による。

【10】大阪地判令和元年12月2日自保ジャ2064号134頁（保険法施行後）

[保険種類] 自動車総合保険（搭乗者傷害、人身傷害）

[保険期間] 平成28年4月13日から平成29年4月13日

[事故態様] 駐車しようとしたが急発進し、ブロック塀に衝突して死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故状況から直ちに自殺を疑えないこと、自殺を企図する動機がないこと、事故が自殺の方法としては不確実であり通常選択されない方法であること、事故前に自殺を企図する者としては通常とらない行動をとっていることに照らすと、自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来事故である。

・偶然性を否定している主な下級審裁判例

【11】東京地判平成16年9月6日生保16巻655頁、【12】東京高判平成17年2月9日生保17巻①113頁<sup>(28)</sup>

[保険種類] ①生命保険（災害割増，傷害），②自動車保険（人身傷害）

[責任開始日] ①平成4年4月1日，②平成13年7月1日

[事故態様] 自動車を運転中，道路脇の立木に衝突し，ガードレールに接触し，死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）外形的事実。本訴の立証命題は，事故が三要件を充足しているかであり，自殺を推認させる事情の有無は，間接事実に過ぎない。

地裁：事故の態様（未明の交通量が少い時間帯。見通しが良く，路面も乾燥），被保険者の事故前の状況，死因（高濃度のアルコールが検出），自動車の態様（車内にガソリン，ガスライター）。

高裁：ブレーキの痕跡無し，相当の収入はあったが，自殺の原因は経済的事情に限られず，自殺を否定するほどの根拠はない。

（立証責任）平成13年最判（地裁）による。

**【13】** 広島高判平成21年4月22日生判21巻312頁<sup>(29)</sup>

[保険種類] 生命保険（災害割増特約）

[保険期間] 不明

[事故態様] 自動車を運転中，岸壁を超えて海面に転落し，溺死した。

[判旨]

（偶然性の有無）①車両が岸壁を超えて海面に転落する事態は偶発的に起こりうるから，事故は外形的に見て事故であることは認められるが，②自殺を真に疑わせる事情（経済状況の悪さ，他人から借入れをしていた等）が立証されたとし，他方，③自殺の疑いを払拭するに足りる事実の主張立証がないため，本件事故が偶発的な事故とであると立証はなされていない。

（立証責任）平成13年最判による。

---

(28) 判批：木下孝治・事例研レポ222号10頁（2008年）等。

(29) 判批：岡本知浩・事例研レポ256号10頁（2011年）等。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

(立証の程度) 保険金請求者側で事故が偶然であること、すなわち、被保険者の意思に基づかないような消極的な事実を立証することが困難であることに鑑みると、被保険者の自殺か否かが問題となる場合の判断手法については、①保険金請求者が外形的に見て事故であるということを立証できれば、事故が偶然であるということが事実上推定される、②その後、保険者は自殺を真に疑わせる事情を立証する必要がある、③保険者がこの立証をした場合には、今後は、保険金請求者が上記疑いを払拭するに足りる程度の立証をしなければ、偶発的な事故であることの立証はされたことにならない。

【14】高松地判平成23年5月26日自保ジャ1900号155頁、【15】高松高判平成24年9月24日自保ジャ1900号151頁

[保険種類] 自動車保険 (人身傷害, 搭乗者傷害)

[保険期間] 平成20年7月12日から平成21年7月12日

[事故態様] 港岸壁沖の海底から自動車とともに遺体で発見された。

[判旨]

(偶然性の有無) 地裁：被保険者の体調、被保険者の事故前の状況、遺体の状況、事故現場の状況、事故後の自動車および被保険者の状況、事故当時の天候、被保険者の悩みから、自殺をすることが不自然な状況ではなかった。

高裁：事故現場・車両の状況、被保険者の自動車運転の習熟度・転落後の回避措置、故意によって生じたもの。

【16】札幌地判平成24年4月12日判タ1386号284頁

[保険種類] ①生命保険 (災害死亡), ②自動車保険 (人身傷害)

[保険期間] ①平成19年11月1日から平成47年10月31日, ②平成20年6月26日から平成21年6月26日

[事故態様] 自動車を運転中、岸壁から海に転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故の態様、遺体発見状況、事故以前の生活状況

(就業状況、経済状況)、健康状態事故の態様などは、自殺によることを強く推認させるものであり、遺体発見状況等も、事故が自殺によることと整合する。事故以前の生活状況等も、自殺によるものであることと矛盾しない。

【17】東京地判平成24年7月10日自保ジャ1889号154頁<sup>(30)</sup>

[保険種類] 年金払交通傷害保険

[保険期間] 平成21年6月12日から平成22年6月12日

[事故態様] 自動車を運転中、川に転落・水没し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故の状況(現場付近の状況、事故態様、事故後の車両の状況、事故後の被保険者の状況、事故後の現場の状況)、および、被保険者のその余の事情(事故前の生活状況、健康状態、交友関係、事故後の行動、過去における保険金取得歴、事故当時の保険加入状況)。

現場付近の状況に明るく、居眠りをしていたとはいえ、事故は、運転操作のミスや前方不注意ではなく、疾病が影響を与えたとはいえ、意図的に引き起こされたものと推認できる。

【18】東京地判平成24年9月6日自保ジャ1898号160頁(保険法施行後)

[保険種類] 自動車保険(人身傷害)

[保険期間] 平成21年3月7日から平成22年3月7日

[事故態様] 自動車を運転中、交差点の突き当りに接する土地および階段のコンクリート擁壁に衝突し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 生活歴、事故前の行動、事故の態様、他の保険契約の状況。

シートベルト不装着で、時速55キロメートル以上で走行し、回避

---

(30) 東京高判平成24年10月31日自保ジャ1889号154頁は原審を肯定している。

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

措置もとらず、コンクリート擁壁に垂直に衝突させたことから、自己の生命・身体に重篤な危険を生ずる極めて高度の蓋然性のあることを認識し、これを認容していたと推認される。

【19】東京高判平成25年1月16日自保ジャ1898号156頁（【18】の控訴審）  
（保険法施行後）

[判旨]

（偶然性の有無）事故の態様，自殺の動機。

（立証責任）保険会社が免責を主張する場合には，認定を厳格にしなければならないと解することはできない。なぜなら，そのように解すると，保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果，保険制度の健全性を阻害し，ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。

【20】東京高判平成25年3月27日 2013WLJPCAO3276026（【3】<sup>(31)</sup>の控訴審）

[判旨]

（偶然性の有無）事故現場の状況，被保険者の体の大きさと事故現場（被保険者が室外機上に乗ったことを認めるに当たり疑問を払拭できず，室外機上でバランスを崩しただけでは落下時の体位とはならない），被保険者において，突然，症状が出現する蓋然性があると認めるのが相当である。偶発的な事故により落下したことを推認し得る的確な証拠がないことなどに照らすと，被保険者が，幻覚や幻聴，妄想により，あるいは手すりを乗り越えた可能性は否定できない。

（立証責任）平成13年最判による。

【21】大分地裁佐伯支判平成25年9月17日自保ジャ1910号171頁（保険法施行後）

---

(31) 判批：村田哲哉・事例研レポ300号9頁（2016年）等。

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

[保険期間] 平成22年4月26日から平成23年4月26日

[事故態様] 海中に転落していた車両内から発見され、死亡が確認された。

[判旨]

（偶然性の有無）工事現場で重傷を負い、身体障害者手帳を交付されていた。事故当時、午後あるいは夕方頃に心理状態が悪化することが多く、投薬量を減らすと悪化する傾向が窺われたが、事故直前も、夕食後の投薬量を半分にしたところ、5日後に事故が発生したことから、投薬減量等により心理状態が悪化した被保険者が自殺を図った可能性が認められる。

（立証責任）最判平成13年4月20日による。

【22】静岡地判平成26年1月8日判時2231号112頁，【23】東京高判平成26年5月28日判時2231号106頁<sup>(32)</sup>（保険法施行後）

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

[保険期間] 平成21年5月27日から平成22年5月27日

[事故態様] トラックの下敷きとなって、死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）地裁：被保険者の資産状態、破産の可否および普段の状況によれば、被保険者の事業状況、経済状況および年齢、保険契約の締結時期をもって自殺であったとは認められないが、事件の態様にかんがみれば、被保険者には故意に匹敵する重大な過失があるといえ、約款上の免責事由である重大な過失が認められる。

高裁：控訴人（被保険者の妻の破産管財人）主張の態様で発生したとは認められず、保険会社（被控訴人）主張の方法で被保険者がトラックに自身を轢過させることは可能である。

---

(32) 土岐孝宏・法セ718号103頁（2014年）、潘阿憲・損保研究77巻3号171頁（2015年）等。

(立証責任) 平成13年最判による。

【24】 旭川地判平成26年1月20日自保ジャ1921号163頁<sup>(33)</sup>【6】の原審

(保険法施行後)

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場の状況(駐車帯の状況, 道路の状況), 事故の状況, 被保険者の生活状況・経済状況, 経営する会社の経済状況(事故の態様, 動機の有無)。

カーブの多い山道を通過し, 直線道路を約400メートル走行した後, ハンドルを右転把して道路右側に逸脱し, 駐車帯に進入し, 崖下に転落した。転落するまで右操舵を継続し, アクセルを踏み続けて, 時速約72ないし81キロメートルで進行しているなど, 自殺行為ともいふべき危険かつ無謀な運転による事故といえる。(事故の態様)

会社の経営状態が悪化し, 会社の手形貸付債務について, 事故当時, 会社・被保険者に債務を返済する資金はなく, 返済期限後に売上金の入金があったが, 債務の返済に足りなかったこと, 被保険者が事故前に金融機関に対する返済猶予の申入れや他の金融機関, 家族等への借入の申込みをした形跡は窺われないことからすると, 事故当時, 債務の返済の目途が立っていなかったといえ, 事故直前に発作的に意思に基づき無謀な運転を試みたとしても不自然ではなく, 故意によって生じた傷害と推認した方が自然かつ合理的である(動機の有無)。

(立証責任) 平成13年最判による。

---

(33) 旭川地裁は, 人身傷害保険についても保険法80条を参照していることからすると, 本保険を保険法上の傷害疾病定額保険契約としているようである。人身傷害保険に関しても保険金額を自由に設定できるため不正請求の防止が必要になると述べているが, 人身傷害保険は損害てん補型保険なので(損害てん補の限度額とる), この指摘は正確ではない(吉澤卓哉・産大法学54巻3・4号154頁(2021年))。

偶然性の主張立証責任を事業者である保険者から消費者である保険金請求者に転換する約款の規定には合理性が認められるから、信義則に反して消費者の利益を害するとはいえ、約款の規定が消費者契約法10条により無効であるとは認められない。

**【25】** 神戸地裁姫路支判平成26年2月20日自保ジャ1920号171頁

[保険種類] 自動車保険（人身傷害，搭乗者傷害）

[保険期間] 平成21年7月31日から平成24年7月31日

[事故態様] 自動車を運転中，路外に逸走し，堤防のコンクリートに衝突し，これを突き破り，海に転落し，死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場の状況，自動車の状況，被保険者の運転状況，事故前後の行動，会社の経済状態。

コンクリート壁に衝突した際の速度は時速約90キロメートルを超えて直進していた，ブレーキの痕跡は発見されておらず，アルコール類や薬品の影響下にあったことは否定されており，コンクリート壁に直進するためにハンドル操作が行われていることから，被保険者が居眠りをしていたことも否定される。

会社の経営は順調であったとは言い難く，打開策が見当たらず，こうした経済的事情は，自殺を考慮する動機となっても不合理ではない。

(立証責任) 平成13年最判は，保険金請求権の発生要件事実のうち事故の偶然性の主張立証責任について述べたものであって，保険金の支払事由を急激かつ偶然な外来の事故による被保険自動車の運転者の傷害とする個人総合自動車保険約款における人身傷害補償条項および搭乗者傷害条項に基づく保険金支払請求がされた場合についても妥当する。

**【26】** 熊本地裁玉名支判平成26年3月26日自保ジャ1923号142頁

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

[保険期間] 平成18年3月16日から平成19年3月16日

[事故態様] 自動車を運転して踏切内に侵入し、列車と衝突して死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 運転状況、車両のブレーキペダルおよびアクセルペダルを意識的に操作し、意図的に車両を進行させた可能性が高い。

(立証責任) 搭乗者傷害保険・人身傷害補償保険は傷害保険であり、傷害概念の内在的本質要素として、事故が被保険者によって予見しえなかった原因によること、すなわち、被保険者の故意によらないことが請求原因たる保険事故の内容となっているから、保険金請求者が証明責任を負うべきである。

【27】名古屋地判平成26年5月21日自保ジャ1931号136頁(保険法施行後)

[保険種類] 自動車保険(人身傷害)

[保険期間] 平成23年3月4日から平成24年3月4日

[事故態様] 自動車を運転中、ガードレール等に衝突し、川に転落、転覆し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場周辺の状況、被保険車の損傷状況、被保険者の健康状況、経済状況。

事故現場周辺の状況や車両の損傷状況等に照らすと、転落直前に車両のハンドルを右に80°以上転把した後、急ブレーキを掛けることもなく、真っ直ぐ橋欄干のガードレールに高速で衝突した。事故現場に路面痕跡が残存しておらず、周辺の構築物にも衝突痕がない。この様な事故態様に照らせば、事故は被保険者の意思によるものである。

【28】名古屋地判平成26年5月23日交民47巻3号657頁<sup>(34)</sup>

---

(34) 控訴審判決である名古屋高判平成26年11月6日2014・WLJPCA11066003は原審を肯定している。

[保険種類] 第1事故：自動車保険（人身傷害），第2事故：同（同）

[保険期間] 第1事故：平成22年4月18日から平成23年4月18日，第2事故：平成23年4月18日から平成24年4月28日

[事故態様] 第1事故：夫が運転中に，タクシーに追突した，第2事故：夫が運転中に，相手車両に追突した。

[判旨] 偶然性肯定（第1事故），否定（第2事故）

（偶然性の有無）第1事故：相手車両が急ブレーキをかけたために追突したものであることから，事故態様に特段不自然な点はないことから，免責条項に該当するとは認められない。

第2事故：経済状態（預金残高から経済的に困窮しているとはいえない），保険金請求歴（夫は，3年間で7件の交通事故に遭い，請求。妻は，1度，交通事故で請求。），事故の態様（41.8メートルの間，脇見をし続けることは不自然。妻は，夫が居眠り運転をしていたと医師に供述），運転中の態様（シートベルトの不装着），フロントガラスは鋭利な物で損傷された。

被保険者の供述は，追突の原因，シートベルトの不装着状況，フロントガラスの損傷状況，夫の受傷状況について不自然不合理であり，採用できず，また，供述自体が，夫の就労状況の不明確さ，夫が短期間に7件もの交通事故に遭って保険金請求を繰り返し，妻も第2事故から数ヶ月前に交通事故に遭って保険金請求をしていること，第2事故により慰謝料相当額の利得を得ることができることも考慮すると，原告らは第2事故を故意に起こしたものと推認される。（立証責任）支払条項は，保険金請求権を発生させる保険事故を偶然な事故等と規定しているが，これは，保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故であると解される。保険金を請求する者は，当該事故が発生したとの外形的事実について主張立証責任を負うと解される。

【29】東京地判平成26年9月29日（保険法施行後）

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

[保険種類] ①自動車保険（人身傷害）、②傷害疾病保険

[保険期間] ①平成22年8月23日から平成23年8月23日、②平成22年3月1日から平成27年3月1日

[事故態様] 自動車を運転中、用水路に転落し水没し、負傷した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場の状況、事故に至るまでの被保険者の行動、事故後の病院搬送状況、車両の入手・使用状況、保険契約の締結状況、収入、通院状況、聴取の状況。

被保険者が供述する事故態様には、客観的状況と整合せず、事実について説明が一貫していないなど、疑問を差し挟まざるを得ない状況であること、車両を被保険者が使用する必要性が低いこと、保険契約の締結状況から事故発生に至る不自然性等を考慮すると、事故の通報が第三者によって行われたといった事情を考慮しても、事故は被保険者が故意に発生させたものと認められる。

(立証責任) 平成13年最判による。

**【30】** 札幌地判平成26年12月26日判時2273号128頁<sup>(35)</sup> (保険法施行後)

[保険種類] 傷害保険（2件）

[保険期間] 平成23年5月1日から平成24年5月1日、平成23年2月1日から平成24年2月1日

[事故態様] 自動車を運転中、積雪が60センチメートルあった岸壁から海中に転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 被保険者の身上、会社の経営状態、被保険者の経済状態・健康状態、当日の行動、事故の態様（事故現場の状況、事故現場の痕跡、事故後の車両状況、警察関係者の説明・判断）、被保険者は、車両を、岸壁に向かってほぼ90度の角度で、時速約20数キ

---

(35) 判批：勝野義人・共済と保険59巻4号28頁（2017年）・同5号30頁（2017年）等。

ロメートルの速度で進行させ、転落したとこと、健康状態に不安を感じていたこと、自らならびに原告らの生活、会社の将来について憂慮の念を抱いていたことを併せて考えると、健康状態ならびに自らおよび原告らの将来について悲観し、衝動的に自殺した可能性がないとはいえない。

(立証責任) 偶然な事故(事故が被保険者の意思に基づかない事故)であることが合理的な疑いを超える程度にまでに立証されていない。

**【31】** さいたま地裁平成27年2月12日自保ジャ1946号170頁

[保険種類] 自動車保険(人身傷害)

[保険期間] 平成21年3月31日から平成22年3月21日

[事故態様] シートベルト不装着で自動車を運転中、対向車線を越え、橋脚の角付近に衝突し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故状況、会社・被保険者の経済状態、事故当時の行動、生命保険等の保険金の額。経済状況が厳しい中、保険料は滞納していなかったが、死亡して保険事故を発生させ、家族が保険金を取得できるようにするため、意図的に生じさせた可能性が高い。

**【32】** 仙台地判平成27年10月16日 2015WLJPCA10166007<sup>(36)</sup>

[保険種類] 生命保険(傷害特約)

[保険期間] 昭和63年6月1日から平成27年5月31日

[事故態様] マンション踊り場から転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 現場の状況(被保険者が踊り場に立った場合、直立した状態であっても、重心は手すりの最高部よりも約19センチメートル低い位置にあったことになるから、踊り場に立った状態で、足を滑らせるなどして体勢を崩したとしても、手すりを越えて転落す

---

(36) 控訴審判決である仙台高判平成28年10月21日 2016WLJPCA10216008は原審を肯定している。

## 傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

ることは考え難い。階段の最下段から手すりまでの距離が140センチメートルあることも考慮すると、勢いをつけて跳躍するなどしない限り、転落する事態が生ずるとは考え難く、当時63歳であった被保険者にそのようなことが可能であったとも認められない。

(立証責任) 平成13年最判を参照。

「保険金請求者にとって、保険事故の具体的経緯を立証するのが必ずしも容易なものとはいえないこと、一般に人は相応の理由がない限り自死するものではないことに照らせば、保険金請求者としては、発生した事故の態様が、外形的、客観的にみて、被保険者の故意に基づかない原因により十分に発生し得る態様であることを立証すれば、事故の偶然性は推認され、保険者の側で被保険者の自死を疑わせる事情を立証して推認を覆さない限り、当該事故は偶発的な事故であると認められる」。

**【33】** 名古屋地裁半田支判平成28年6月22日自保ジャ1980号142頁（保険法施行後）

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

[保険期間] 平成24年6月22日から平成25年6月22日

[事故態様] 自動車を運転中、岸壁から転落し、6日後、死亡しているのが発見された。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故の態様、経済的な状態、身体的および精神的状態。

自殺する目的で事故に故意に及んだと推認され、事故の当時、経済的な状態については、追い詰められた状態でないが、返済の目途も立っていない状態であり、精神状態は不安定であった。

(立証責任) 平成13年最判。

**【34】** 名古屋地判平成28年9月26日判タ1436号162頁<sup>(37)</sup>（保険法施行後）

[保険種類] 傷害保険

[保険期間] 平成23年7月1日から平成24年7月1日

[事故態様] 運転中に、崖から転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場の状況、事故の発生日時、事故後の車両の状況、事故現場付近の道路状況、保険契約者の経営状況、事故前の被保険者の状況、事故日前後の被保険者の状況。

急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被ったことを保険金給付事由とする場合には、保険法施行後においても、保険金請求者が急激かつ偶然な外来の事故であることの主張立証責任を負う。

保険法は、「人の傷害疾病に基づき」一定の給付を行うものと定義するのみであるから(2条9号, 80条), 「人の傷害疾病」の意味内容は、保険契約の定めるところにより決定され、「傷害」について、「急激かつ偶然な外来の事故による傷害」と定義づける約款の定めは、保険法に反しない。すなわち、傷害を生じさせる事故には様々な種類や程度のあることから、保険者が担保範囲を明確にするため、約款で、3要件(急激性、偶然性、外来性)を充足する事故のみを保険事故たる傷害の原因事故として定めた上、それによる傷害のみを保護の対象とすることは、保険法の定め反することなく、傷害保険の本質は、急激かつ偶然の外来の事故の発生による人身傷害を担保するものであることからすれば、この解釈は当然である。保険法80条1号は確認的な規定と解されるが、任意規定とされているから、これに反しない。

約款は、平成13年最判の時点でも、保険金請求権の発生要件とし

---

(37) 判批：土岐孝宏・法セ754号107頁(2017年)、山下典孝・金商1536号104頁(2018年)、北田康治・ひろば71巻11号56頁(2018年)、中出哲・損保研究80巻2号219頁(2018年)、横田尚昌・事例研レポ315号1頁(2018年)、山田康裕・共済と保険60巻3号22頁(2018年)、鄭燦玉・商事法務2211号110頁(2019年)等。

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

て急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った損害に対し、保険金を支払う旨を定めており、保険法制定の前後でも、この定めは、免責要件に重過失が付加されたほかは改訂されていないことからすると、保険契約者間においても、故意免責の規定（保80条）が設けられたにもかかわらず、「急激かつ偶然な外来の事故」による事故であることの主張立証責任について、変更する意図を有していなかったと窺える。

（立証責任）平成13年最判による。

【35】福岡地裁直方支判平成28年12月20日 2016WLJPCA12206008（保険法施行後）

[保険種類] 自動車保険（人身傷害）

[保険期間] 平成24年12月11日から平成27年12月11日

[事故態様] 自動車を運転中、動物を避けるためにハンドルを左転把したところ、路外に逸脱し、道路わきの岩に衝突した結果、被保険者および同乗者が負傷した。

[判旨]

（偶然性の有無）運行状況、事故の発生場所の状況、保険期間中の事故件数（他の事故との類似性）

ブレーキが効いていない、運転の対応（衝突するまで、ハンドルを回していた）。

【36】福岡高判平成29年6月28日金商1540号512頁<sup>(38)</sup>（【35】の控訴審）（保

---

(38) 福岡高裁は、人身傷害保険を傷害疾病定額保険契約と性質決定している。ところで、名古屋地判平成26年11月13日 2014WLJPCA11136001は、人身傷害保険と搭乗者保険の事案であるが（保険法適用事案）、保険法の故意免責条項として保険法80条とともに17条1項をあげており、このことからすると、人身傷害保険を損害保険契約と性質決定していることが窺える。

名古屋地判平成26年11月13日 2014WLJPCA11136001

[保険種類] 自動車総合保険（人身傷害、搭乗者傷害）

險法施行後)

[判旨]

(偶然性の有無)

保険法80条1号は、免責事由を規定しているものの、強行規定とは解されないから、約款を個別具体的に解釈して決すべき。

事故の状況、保険金取得の意図の有無、生活状況。

ブレーキを踏むことなく、時速15.3キロメートルを大幅に下回る速度で、岩に衝突させたものであり、事故を起こす動機等もあったことからすれば、被保険者の故意によって発生した。

(立証責任) 平成13年最判による。

**[37]** 横浜地判平成30年1月30日自保ジャ2020号155頁 (保険法施行後)

[保険種類] 自動車保険 (人身傷害)

[保険期間] 平成23年2月20日から平成26年2月26日

[事故態様] 自動車を運転中、道路を直進して海に転落し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場付近の状況、生活状況 (人間関係、経済状況 [就業状況・所得、預貯金、保険の加入状況、債務等])、車両の速度、事故現場の視認状況、事故直後の自宅の状況。

---

[保険期間] 平成23年9月16日から平成26年9月16日

[事故態様] 自動車を運転中、擁壁に衝突し、死亡した。

[判旨]

(偶然性の有無) 事故現場の状況、事故の態様、健康状態及び経済状態等を勘案すると、警察が自殺とは考えていないという事情を考慮しても、被保険者が意図的に惹起させたものである

(立証責任) 免責事由を定めている17条1項・80条は任意規定であり、約款で、保険金請求権の発生事由に関し、「急激かつ偶然な外来の事故」による身体の傷害との定めを置くことを排斥しない。そうすると、保険事故が「偶然の事故」であることは、保険金請求権の発生事由というべきであり、保険金請求者の側で主張立証すべき (平成13年最判による)。

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

海に転落しないよう注意を払って運転していれば、転落を防ぐことができた。経済的な逼迫を苦とし、他人に相談できない状況の中で、自殺に及ぶ動機があり、事故の状況からしても、自殺による可能性が否定できない。

【38】東京地判平成30年1月31日判時2389号93頁<sup>(39)</sup>（保険法施行後）

[保険種類] 自動車保険（搭乗者傷害，人身傷害），傷害保険

[保険期間] 平成25年4月5日から平成26年4月5日

[事故態様] 自動車を運転中，ガードレールの切れ目から路外に転落し，河川敷に着陸した自動車から脱出した後に，砂防堰堤から転落して死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）鑑定書の記載内容，発見時の自動車の状況，転落場所付近の状況，当日の降水量・川の水位，川の流水箇所，被保険者の生活状況，警察からの聴取結果。ガードレールの切れ目に差し掛かった際に，不注意または不可抗力により自動車を右旋回させた可能性は極めて低いことから，事故が偶然により発生したものと認められない。

【39】福岡地裁久留米支判平成31年1月25日自保ジャ2054号141頁（【40】の原審）（保険法施行後）

[保険種類] ①自動車保険，②交通事故傷害保険

[保険期間] ①平成26年12月18日から平成28年12月18日，②平成27年4月1日から平成28年4月1日

[事故態様] 自動車を運転中，トンネル出入口の擁壁に正面から衝突し，自動車が大破して死亡した。

[判旨]

（偶然性の有無）事故現場の道路状況等，事故時の状況，事故態様，

---

(39) 判批：北田康治・共済と保険743号42頁（2020年）等。

前件事故との類似性、家族状況・経済状況（資産等・預貯金・負債）、事故前日・当日の被保険者の行動、服薬、動機等。

事故は、被保険者の意思に基づかない事故であるとは認められない。

（立証責任）平成13年最判による。

【40】福岡高判令和元年6月26日自保ジャ2054号135頁<sup>(40)</sup>（【39】の控訴審）

（保険法施行後）

〔判旨〕偶然性否定

（偶然性の有無）直前までハンドル調整を行った上、急制動や回避の措置を取らずに擁壁に衝突した等の態様に加え、前件事故との高い類似性等に鑑みると、死亡することまで予見認容していたとまでは断じ難いが、偶然の事故とは認めるに足りない。

（立証責任）平成13年最判による。

約款が、保険法17条または80条のみが適用される場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項に当たるとしても、条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的に照らし、条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質および量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべき（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁を参照）。

「急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害」を給付事由とすることで保険金を支払う対象である傷害を明らかにするとともに、「急激かつ偶然な外来の事故」の発生を保険金請求権の成立要件としなければ、保険金の不正請求が増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある

---

(40) 判批：吉澤・前掲注(33)137頁等。

傷害保険の「偶然性」の立証を巡る近時の裁判法理

(平成13年最判を参照) ことが考慮されたものであり、この性質に鑑みれば、条項が信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものではない。